

議 事 日 程 第 3 号

平成25年12月5日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員(24名)

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	高	橋	嘉	門	議員	4 番	佐	藤	弘	司	議員	
5 番	山	田	富	佐	子	議員	6 番	山	村	明	議員	
7 番	鈴	木	章	郎	議員	8 番	高	橋	壽	議員		
9 番	白	根	澤	澄	子	議員	1 0 番	佐	藤	忠	次	議員
1 1 番	遠	藤	正	人	議員	1 2 番	堤		郁	雄	議員	
1 3 番	工	藤	正	雄	議員	1 4 番	齋	藤	千	恵	子	議員
1 5 番	島	軒	純	一	議員	1 6 番	海	老	名	悟	議員	
1 7 番	渋	間	佳	寿	美	議員	1 8 番	相	田	光	照	議員
1 9 番	中	村	圭	介	議員	2 0 番	小	島	卓	二	議員	
2 1 番	佐	藤		兵	議員	2 2 番	高	橋	義	和	議員	
2 3 番	小	久	保	広	信	議員	2 4 番	我	妻	徳	雄	議員

欠席議員(なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	多 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	委 員 長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	教育管理部長	佐 藤 庄左門
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	農業委員会会長	
事 務 局 長		職 務 代 理 者	
選挙管理委員会	生 田 英 紀	選挙管理委員会	小 林 栄
事 務 局 長		委 員 長	
監 査 委 員 会	遠 藤 誠 司	代表監査委員	大 澤 悦 範
事 務 局 長			

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議事調査係長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前 9時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

一つ、婚外子の「みなし寡婦控除」を実施すべきではないか外4点、8番高橋壽議員。

〔8番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋 壽議員） 私は、5点について質問します。

1、婚外子の「みなし寡婦控除」を実施すべきではないか。2、来年4月からの介護保険制度の見直しと米沢市の課題は何か。3、来年4月からの生活保護基準見直しに連動した市民負担増の軽減策は。4、来年度の学童保育の入所児童の見直しとその対応策は。5、第2次山形県特別支援教育推進プランを踏まえ、米沢市の課題は何か。

第1点目の質問は、婚外子の「みなし寡婦控除」の実施を求めるものです。さきの9月議会では小久保議員がこの問題を取り上げ、実施するよう求めています。

9月4日の婚外子の相続分の差別に最高裁が違憲と決定し、その後の情勢から改めてこの課題の実施を求めていく必要があると考え、質問するものです。

最高裁決定後の婚外子の差別についての社会的情勢は、皆さんも御承知のとおり、違憲決定直後に与党の官房長官が「速やかに民法改正に取り組みたい」と述べ、会期末をあすに控えた今

臨時国会に、相続分の婚外子差別を是正する民法改正政府案が提出されています。

一昨日の報道によりますと、参議院の法務委員会で与野党全会一致で可決しているようです。ただし、戸籍法の改正案のほうは、政府案も当初は提出するという予定であったようですけれども、与党内の反対で提出されず、野党4党の共同提案で参議院の法務委員会では可決しております。ただし、あしたの最終日の本会議でどうなるかは予断を許しませんが、少なくとも婚外子の相続分の差別に関しては、今国会で民法改正という形で解消に向かうこととなります。最高裁決定後の婚外子の差別解消を求める世論に、立法府としての国会がこのまま放置できないとの政治的な判断が出たものというふうに考えています。

こうした国の動きに対して、地方自治体では婚外子の差別解消に前向きな姿勢を見せ始めているというふうに考えています。その一つが、婚外子のひとり親へのみなし寡婦控除の実施による支援策です。結婚歴のあるひとり親家庭並みに、国の現行税制上は適用されない寡婦控除をみなし適用して、未婚のひとり親家庭の保育料や公営住宅の家賃などを低く抑え、支援するものです。

9月議会の当局答弁は、「最高裁違憲決定を受け、民法改正でこの問題も是正されていくだろう」「今後この問題を注視していきたい」「保育料の軽減措置など市ができることについては研究していきたい」といった趣旨の答弁にとどまりました。しかし、婚外子差別に固執する政治的な勢力がいることもまた事実です。国会の情勢待ちでは、戸籍法改正にさえ反対する政治勢力がいることを考えれば、残念ながら婚外子の差別の全面解消には、まだ相当な道のりがあると考えざるを得ません。

9月議会の答弁では、米沢市では、今年度児童扶養手当受給者の家庭のうち、66世帯が婚外子

を理由に寡婦控除を受けられずにいるという答弁でした。この66世帯の不利益を解消して、救済するように強く求めたいと思います。国会では政治的に差別が許されても、米沢市では市民に対して不当な差別は許さないという姿勢で対応するのが、私は大事だというふうに考えます。市長の考えを伺うものであります。

第2点目の質問は、介護保険制度の課題についてです。政府与党は、2015年度から各市町村で実施されることになる次期介護保険実施計画に向けて、来年2014年度に見直しをかける方針です。現在、政府内ではどのように見直しをかけるかが検討されておりますけれども、その検討内容が次第に明らかになってきております。

見直すといっても、その方向は介護保険の給付を制限しようとする方向にあるようです。当初、国は介護保険サービスのほとんどを市町村に委ねる方針を出しましたがけれども、市町村からは、受け皿も財源もないとの強い反対を受けて、現在これを断念するようであります。現時点での検討では、訪問介護と訪問看護、この2つを市町村に委ねるようでありますけれども、しかし、この2つのサービスというのは介護サービスのほとんどを占めているわけで、市町村からは引き続き反対の声が出ています。

また、特別養護老人ホームへの入所は要介護2、3は外して、介護サービスに上限を設定するなど、このままでは介護保険制度の大改悪と言わなければならないというふうに考えます。

この方針がそのまま決定されて、再来年度の2015年度からの米沢市の次期介護保険実施計画に反映されるようなことになれば、必要な介護サービスが受けられない市民がこれまで以上にふえていく、特に要介護度の低い高齢者の介護予防が受けにくくなってしまっ、ひいては介護患者の重症化につながっていくということが懸念されます。

米沢市は、実施計画づくりに向けた検討作業を

来年度から始めることになります。米沢市の介護保険制度が改悪とならないようにどうするか、これは一に市長はもとより、米沢市の介護保険の担当部署の皆さん方の知恵と工夫と、そしてまた構えに私はかかっているというふうに考えています。

政府与党の方針どおりに、国の方針だからやむを得ないものと、市民に介護サービスの抑制と介護保険料の引き上げをこれまでどおりに求めるのか、それとも介護サービスを拡充しながらも介護保険料の負担を抑えていく、このどちらを選ぶのが、私はことしと来年の米沢市のこの問題での検討作業に問われている問題だというふうに思います。

そこでお伺いをいたしますが、米沢市は、政府与党の介護保険の見直しの方針についてどのような見解を持っておられるのか。そして、また2015年度からの次期米沢市介護保険実施計画の課題をどのように捉えているのかお伺いをしたいというふうに思います。

第3点目の質問は、ことし8月に、既に生活保護費の基準見直しによって生活保護世帯の保護費が削減されておりますが、この問題に関連して質問したいというふうに思います。

この基準見直しの理由を、厚労省は2008年と2011年の消費者物価指数を比べて、4.78%下がっているとしています。しかし、これ自体が生活実態に私は合っていないというふうに思います。根拠にしている、例えば大型テレビやパソコンなどの価格下落幅の大きい電化製品を消費者物価指数に反映して、生活保護基準を下げようというものであって、これ自体私は間違っているというふうに思います。今回の生活保護費の基準見直し、これは生活保護費の中でも生活扶助費の基準見直しであって、それこそ「衣、食」のまさに保護世帯の生活そのものにかかわる部分であります。これが減額されたわけでありまして、大変な問題があるというふうに思い

ます。私は、大体この間アベノミクスで、食料品初め生活必需品が軒並み値上がりしているのではないかというふうに思いますし、とりわけ10月以降の石油関連製品ははね上がっています。保護世帯の生活実態をよく見れば、この生活保護の生活扶助費の基準引き下げ、これは本当にとんでもない話であります。生活保護費の削減、この見直しはもとに戻すべきだというふうに考えます。

保護費基準の見直しの影響、これは保護世帯にとどまるものではありません。市民全般に及ぶ問題であるという点でも、この問題を見過ごすことはできません。新たな市民負担増に対して、市民生活に責任を負う自治体として、米沢市は何らかの対応を検討すべきものです。

この間、この問題を取り上げてきましたけれども、当局答弁では「今回の見直しで生活保護受給から外れる世帯はほとんどない。減額される世帯もあるけれども、ふえる世帯もある」「基準見直しによって影響を受ける行政サービスについては、2014年度の税制改正で対応されるものと考えている」といったもので、聞いていると何か大した影響はないと受けとめられかねません。

今回の減額では、減額幅が大きいのは子供を持つ世帯です。保護費月16万円から1万円の減額になったという市民の皆さん方の声も聞かれています。これは決して少くない額です。私は、改めてこの問題について、当局は検討を加え対応するように求めたいというふうに思います。

当局答弁のように、来年度の税制改正がこの問題に対応する中身になるかどうかは、全く予断を許しません。私は、ある意味そのような楽観的なものではないというふうに考えています。なぜなら、生活保護基準が最低賃金基準やその他低所得対策の物差しになっているからで、それを引き下げることによって社会保障関係全体の削減が容易になるからです。これこそ国民生

活を支える社会保障の物差しともいえる生活保護基準の今回の引き下げの、政府与党の目的だからです。

このまま、通年ベースの税制改正が行われれば、地方税法で非課税基準限度額は生活保護基準に連動しているわけですから、当然住民税非課税限度額は引き下げられてこれまで非課税世帯であった方々が課税世帯になってしまっていて、これまで生活保護基準や住民税非課税限度額を利用要件にしているさまざまな米沢市の制度、これが利用できなくなる市民が出てくることになります。軽減措置などの制度が利用できなくなるだけでなく、地方税が課税されるようなことになれば、さらに医療費の自己負担や保育料の負担増、介護保険の自己負担などと、さまざまな負担増が発生することになります。その数は、米沢市の行政サービスのうち、低所得者対策などは、先日の聞き取りの段階では48のサービスが対象になるというふうに当局は言っておりました。そして、そのうち社会福祉関係では14のサービスに影響が出てくるとも言っておりました。

そこでお伺いをいたしますが、米沢市の場合、影響が出てくるサービスは、聞き取りの段階での48でよろしいのかどうか、社会福祉関係は14に及ぶということですが、それでよろしいのかどうか、改めてどの程度の影響があるのかお伺いをしたいというふうに思います。そしてまた、その場合、米沢市としてどういう対策を考え、市民生活、特に低所得者の皆さん方に対して影響が出ないような対策を現時点で考えておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

第4点目は、学童保育事業を市民ニーズに沿った対応と拡充を求めて質問するものです。

この間、学童保育に子供を預けたいという御家庭がふえ続けています。全国的にも、この米沢市でも、毎年新入学の1年生に限らず在校生児童で入所を希望する子供たちもふえています。

子育てをしながら働く女性がふえているからです。保育園のニーズの増加が、そのまま学童保育へのニーズの増加につながっているというふうに見ています。米沢市は、保育所の待機児童解消とあわせて、この子育て支援としての学童保育事業への市民要求に応えていく必要があるというふうに思います。

昨年8月に子ども・子育て支援法が制定されて、学童保育は地域子ども・子育て支援事業と位置づけられて、各市町村では地域子ども・子育て支援事業計画を立てることが義務づけられました。ことし2013年度中には、国の学童保育の基準が決められて、2014年度中には市町村が事業計画を立てて学童保育条例で基準を定めて、2015年から実施するというふうな予定になっています。

また、事業計画に盛り込む内容についても、児童福祉法が改正になって、対象年齢の引き上げなどが定められました。この中には、この間議会で問題提起をしてきましたけれども、「市町村は、空き教室など公有財産の貸し出しを積極的に行い実施すること」、この項目も入っております。

米沢市では、こうした方針を受けて、現在学童保育条例の制定に向け準備を進めているわけですが、現在ニーズ調査を実施することになっています。その際大事なことは、ニーズ調査を早く実施して、特に来年度の入所児童数の把握を早目に行う、そしてその数に合わせた施設整備をきちんとやっていく、このことが私は大事だというふうに思います。子ども・子育て会議や学童保育関係者との十分な協議ができるように、まずそういった実態数を出して、その上で皆さん方と十分な協議をしていくということが大事だというふうに思います。

米沢市学童保育連絡協議会では、毎年市長に対して要望書を提出しておりますけれども、今年度の10月1日付の要望の回答書では、学童施設

の利用については、関係機関による検討の場を設けて、具体的な条件整備を検討していくというふうになっています。このことから、十分な関係者との協議がなされるためには、十分な前もっての調査関係資料が必要なわけで、そういった意味でも、いち早くこのニーズ調査を実施していくということが今求められているというふうに思います。

今の米沢市の学童保育の最大の課題とそして学童保育関係者の一番の要望、これは施設整備にあります。老朽化と狭隘な学童保育所の現状、この状況の中で、子供たちはある意味押し込められているといった状況にあって、放課後を伸び伸びと遊んだり生活できるというふうな環境にはなっていません。ここの課題をどう行政がしっかりとつかんで対応していこうとしているのか、これが今行政に問われておりますし、学童保育関係者からも注目されている点です。そこで、米沢市はこの問題についてどう対応していくのか、お伺いをしたいというふうに思います。

最後の5点目の質問は、障がいを持つ子供たちの教育に今支援が求められているわけですが、この課題についてお伺いをしたいというふうに思います。

山形県では、障がいを持つ子供たちの教育支援計画として、このたび第2次特別支援教育推進プログラム案を公表いたしました。この12月5日、きょうまで広く県民の皆さん方からパブリックコメントを募集し、そして今年度中には計画を策定し、そして来年度2014年度からは、プログラムに基づいて具体的な計画を実施していくというふうになっています。

そこでお伺いをいたしますけれども、米沢市教育委員会として、この県の推進プログラムを受けて、今後米沢市で取り組まなければならない課題とは何なのか、これを明らかにしていただきたいというふうに思います。

以上、5点について答弁を求めたいというふうに思いますが、最後に述べておきたいのは、なぜこのように生活保護基準の引き下げや、介護保険の給付削減や、年金給付額の削減などが、今矢継ぎ早に実施されようとしているのか。それは、この臨時国会で政府与党によって衆議院で可決成立をもう既にしましたけれども、あすを会期末にしている参議院で、今まさに可決されようとしている「社会保障改革プログラム法案」、ここにこそこの問題の元凶があります。

消費税の導入と社会保障制度の見直しを一体で進めるために、来年度以降医療や介護・年金、そして子育ての制度改悪の日程を具体的に示したものが、この社会保障改革推進法案です。消費税の来年の4月からの8%への引き上げと、70歳から74歳までの高齢者医療の窓口2割負担への引き上げ、介護保険利用料の2倍化、年金支給開始年齢の引き上げなど、国民負担の大波が今押し寄せようとしています。当然、米沢の市民の皆さん方にも押し寄せることになります。こんなことになったら、私は社会保障制度が国民を支える仕組みどころか、国民をいじめ抜く、そういうものになってしまうというふうに考えています。地方自治体も住民の暮らしや命を守れなくなります。

そういった意味では、国会は今まさに臨時国会の最大の焦点が秘密保護法になっているわけがありますけれども、その行方とともに、私はこの社会保障改革プログラム法案も、まさにきょう最終日を迎えた臨時国会の中で、大変な国民生活にとってもう一つの大きな悪法が国会で通るか、通らないかという大事な瀬戸際にあるというふうに思います。私は、決して今国会で、この秘密保護法もそうですけれども、社会保障改革プログラム法案、これも可決してはならないということを申し上げて、質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋壽議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、2番目の来年4月からの介護保険制度の見直しにおける本市の課題は何かについてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えします。

介護保険制度は、3年に1度大きな制度見直しが行われております。国においては、平成27年度に向け、社会保障審議会介護保険部会で介護保険制度見直しの議論が進められております。今年12月中には取りまとめを行い、平成26年の通常国会に介護保険法の改正案を提出する予定になっていると聞いております。本市においては、現在平成24年度から平成26年度までの計画期間である第5期介護保険事業計画を実施しており、また平成27年度から平成29年度に実施する第6期介護保険事業計画に向けて、現在準備を進めているところです。

国の制度改正の議論の中で、サービスの一部市町村事業への移行、利用者の負担割合の変更、介護報酬の改定等の検討が行われているようですが、制度改正の内容が確定していないため、現段階では情報収集に努め、今後の国の動向を見ながら本市における課題を検討していきたいと考えておりますが、国の制度改正が行われた後に日常生活圏域ニーズ調査を行う予定です。このニーズは要望、需要という意味であります。このニーズ調査は、主に生活機能の面から本市にお住まいの高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活状況に合った介護サービスや介護予防サービスを提供するため行うもので、その結果から本市の課題が抽出できるものと考えております。

具体的には、本市にお住まいの65歳以上の方、介護保険制度の第1号被保険者で要介護認定を受けていない方、要介護度2までの軽度認定者を調査対象とし、その中から無作為抽出により1,000人を選び、調査用紙を郵送する予定です。

調査期間は平成26年の6月から7月とし、調査結果については9月をめどに集計・分析をしていきたいと考えております。

本市においても高齢化が進んでいる状況でありますので、被保険者数及び認定者数が増加することが予想されることから、介護報酬改定の動向にもよりますが、介護保険料の改定をしていかなければならないと考えております。

国の制度改正、市のニーズ調査の後、米沢市介護保険運営協議会において、制度改正の内容とともに日常生活圏域ニーズ調査の結果を示し、本市の課題解決に向けた協議を重ねた上で、米沢市第6期介護保険事業計画に反映していきたいと考えております。

介護保険制度の見直しにおける本市の課題については、見直しの内容がはっきり示されていない現在では明確なお答えはできませんが、日常生活圏域ニーズ調査の結果と米沢市介護保険運営協議会での議論の中で明らかにし、課題解決に向けた検討をしていきたいと思っております。あわせて、課題解決に向けた議論の中で、場合によっては国に対しての申し入れ等も行っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、まず婚外子のみなし寡婦控除についてお答えいたします。

平成24年度、当市の児童扶養手当受給者世帯数は841世帯となっており、そのうち該当理由の集計で確認した当市の非婚のひとり親世帯は66世帯となっております。平成22年度は50世帯、平成23年度は55世帯と、年々増加傾向にあるのが実態であります。

児童扶養手当やひとり親医療証の申請、保育所入所の判定に関しましては、寡婦控除の有無で取り扱いに差をつけてはおりませんが、保育料など税額をもとに料金を算定する行政サービス

の中には、税の寡婦控除が適用にならない非婚のひとり親と寡婦控除が適用になる離婚や死別によるひとり親で、寡婦控除の有無により金額に差が生じていることは認識しているところであります。

他県におきましては、既にこのみなし寡婦控除を導入し保育料などを算定している市があると聞いております。県内においてみなし寡婦控除の導入を検討している市は現在のところなく、近隣市町においても同様であることから、導入につきましては地域間で福祉サービスに格差が生じる可能性もあります。また、寡婦控除は申告制ともなっておりますので、寡婦控除をつけることが可能な方であってもつけていない場合もあります。このように、さまざまな懸案事項があると考えられますことから、みなし寡婦控除の導入につきましては慎重に対応する必要があると考えております。

しかしながら、非婚のひとり親世帯と離婚などによるひとり親世帯との間で保育料などに差が生じている実態を踏まえ、市独自で対応できる部分につきましては、国の子ども・子育て新制度で示される公定価格の動向や税制改正を注視しながら、今後さらに研究してまいりたいと思っております。

次に、来年4月からの生活保護基準見直しに連動した市民負担軽減策についてお答えいたします。

まず、生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響ではありますが、生活扶助基準の見直しにつきましては、平成25年度から今後3年かけて、生活保護扶助費の一つである「生活扶助費」を平均6.5%、最大10%引き下げる予定で、この8月から実施されております。少なからず他制度に影響を及ぼすものと思われ、国では38の事業に影響が出る可能性があるとしております。

本市において影響を受ける制度（事業）でございしますが、生活保護基準を参照している制度

（事業）と個人住民税の非課税限度額を参照している制度（事業）、合わせて41の制度（事業）で影響が出る可能性があります。

社会福祉課での対応につきましては、例えば所管する事業におきましては、障がい者福祉サービス関係で介護給付、訓練等給付、補装具の交付など9制度（事業）に連動して影響を受ける可能性があります。今後障がい者福祉サービスのもととなる障害者総合支援法におきまして、利用者負担の軽減措置または財源措置があるのかどうかなど、国の動向などを注視してまいりたいと考えております。したがって、現在のところ市独自による利用者負担の軽減措置は考えていないところであります。

次に、来年度の学童保育の入所児童の見通しとその対策についてお答えいたします。

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所の入所に関しましては、利用者が入所の申し込みを放課後児童クラブに直接申し込むことから、入所前の見込みでの確認は行っておりません。ただ、放課後児童クラブに対して、次年度の入所見込みを算定する上で参考となる学校別入学予定者の人数などの情報を提供させていただいております。各放課後児童クラブにおきましては、その人数によって次年度の入所見込み数を立て、保育環境の整備に生かされているものと思います。

平成26年度におきましては、既に入学予定者の人数から施設の整備が必要であると判断された放課後児童クラブから、施設建設に関する報告を受けており、さらに必要となる備品などの購入費として補助金などの申請の申し入れを受けているところであります。市としましても、放課後児童クラブの意向に沿い、現在予算化に向け準備をしているところであります。

また、2月に実施される小学校の一日入学の際、保護者の皆様には子供の放課後の過ごし方の意向調査があるように聞いております。その際に

は、学区内の放課後児童クラブの案内を配布している放課後児童クラブもあるようです。この案内などで、保護者の皆様は放課後児童クラブへの申し込みをされていることと思いますが、可能であれば、この一日入学の機会を捉え入所児童数を把握し、放課後児童クラブへの情報提供を早目に行うことも検討する必要があるかと考えております。

現在、市の児童数は減少傾向にありますが、放課後児童クラブの利用人数は年々増加する傾向にあります。学区によりましては、児童数の40%を超える入所児童がいるところもあります。放課後児童クラブへの入所希望の確認を入学前に行うことは、新たな施設を設ける準備などを考える上で、放課後児童クラブを運営する事業所にとりましては確かに有効なことと思います。

また、放課後児童クラブにつきましては、来年度に放課後児童クラブの運営に関し条例の整備を図り、平成27年度から施行することが必要とされております。このことから、今後は市としましても放課後児童クラブへの入所を希望する児童数を把握し、放課後児童クラブの充実を図る必要も出てまいります。

この計画的な状況把握のため、現在市では子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査を、小学生がいる世帯1,500世帯に、放課後の過ごし方を含めた調査を行っております。この調査により放課後児童クラブへのニーズがどの程度あり、どこの学区に拡充が必要かの状況も把握できるものと考えております。

今回のニーズ調査により示される内容をもとに、放課後児童クラブの増設・新設の必要性につきましても、ある程度把握ができるものと考えております。特に、未設置の学区等につきましては、保護者の御要望を踏まえ、積極的な情報提供を行い、学校及び地域そして事業者とも十分な連携が図れるよう努めてまいります。

今後とも放課後の安全安心な生活の場としての

放課後児童クラブの充実に向けて努力してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 高橋壽議員の御質問にお答えいたします。

私からは、第2次山形県特別支援教育推進プランを踏まえた本市の課題についてお答えをいたします。

平成20年度に策定されました「山形県特別支援教育推進プラン」を受け、平成24年度までの5年間、全ての学校で特殊教育から特別支援教育への理解の促進が図られ、さらには特別支援教育の充実に向けた取り組みがなされてきました。このたび、さらに特別支援教育推進のために、平成25年度から29年度までの5年間の取り組みとして、第2次プランが策定されました。これは、県の特別支援教育に対する取り組みの方向性が示されたものであり、現状や課題、具体的な施策がわかりやすくまとめてありますので、本市における今後の特別支援教育のあり方を検討する際の指針の一つになるものと考えております。

次に、県の第2次プランの中で、本市として今後の重点となるところを2点申し上げます。

1点目は「指導体制の整備」です。

これまで、校内の支援体制整備を進めてきた結果、特別支援教育コーディネーター、調整役でありますけれども、これは全ての小・中学校で指名されており、現在は各校での相談・支援をより充実したものにするために、コーディネーターの複数指名を推進しております。

また、特別な支援を必要とする児童生徒には、学校在学中の指導目標や指導内容などを記載した個別の指導計画や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して支援するための個別の

教育支援計画の作成が求められています。

本市では、個別の指導計画につきましては、各校での作成が進められておりますので、今後は計画活用による日常指導の充実及び、作成段階における学校と保護者の連携を図る体制づくりを進める必要があると考えております。また、個別の教育支援計画につきましては、作成と活用について推進していきたいと考えております。

2点目は「教員の専門性の向上」です。

現在、全体の児童生徒数は減少しておりますが、特別支援学級在籍者は、平成25年度は小中学校合わせて100名を超えており、年々増加傾向にあります。さらに、通常学級に在籍している児童生徒の中で特別な支援が必要な児童生徒数は、小中学校合わせて480名を超えており、全体の6.6%程度と、全国と同様の数字となっており、この数も少しずつ増加傾向にあります。

以上の状況を考えますと、全ての教職員が特別支援教育に対する理解と専門性の向上を図っていくことが大切であると考えます。現在、山形県では「担任力」の育成に取り組んでいます。

「担任力」の3つの柱は「学習指導力」「生徒指導力」そして「特別支援教育力」であり、ここからも教員の特別支援教育力が重視されていることがわかります。そのようなこともありまして、特別支援教育に関する研修の機会もふえております。また、各校ではできるだけ多くの教員が研修を受講できる体制づくりが進められ、受講率も向上しております。本市独自でも「初任者研修」や「幼小連絡協議会」「特別支援コーディネーター研修会」などで研修をしておりますが、さらなる研修の充実を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） まず、介護保険のほうからちょっと再度お伺いしますけれども、答弁では、まだ政府の制度見直しの方針が決まってい

ないので、確かなことは言えないということでしたけれども、その方針というのが、今新聞報道でも盛んに報道されている話なので、大体わかるわけですよ。その状況を見ながら、市民に介護サービスをどうやって供給していくかということ、よく今から考えていく必要があるというふうに思います。

それで、今一番問題になっているのは、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、介護サービスの給付制限の問題と、それから介護度の低い皆さん方の要支援の部分の、あるいは要介護度1、2の部分の介護サービスが、これが縮小されていくと。そして、また施設入所の場合では、要介護1、2の皆さん方は特別養護老人ホームなどには入所できないということが、大体方針として打ち出されてきたわけですね。これに対して、全国の市町村から大きな反発があって、特に全国の町村会では、これは介護見直しは問題だということで、国に対して今意見書を上げているわけです。

もう一度お聞きしますけれども、米沢市としては、国の今の方針について、まだ確定されていないけれども、現状出されている情報の中で何が問題だと思っているのかお聞きしたいと思うんです。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ただいま議員もお述べになりましたように、要支援者の対策につきまして、やはり縮小の傾向にあるというところは、介護の制度の中でも問題がある部分だなというふうには認識しております。やはり、要介護者を出さないというふうな観点から考えますと、支援を行っていくことでそういったところが補われますので、この部分について縮小されるということは、なかなか大変なことだなというふうに認識はしているところです。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 特に訪問介護、つまりホ

ームヘルプサービスと訪問介護は、一番介護サービスの中で大きな部分を占めて、市民要求、市民のニーズも高いところが市町村に委ねられるという、そういうふうな方針になっているわけです。それでいて財源は、これまでどおりの財源の確保もしくは財源削減するという方向だから、勢い市町村に財源の負担も、人も物もサービスも任せるというふうな話になるわけで、そうなったときに本当に市民の皆さん方が必要なサービスを受けられるのかどうかとなると、非常に厳しい問題が出てきますよ、これは。一番は財源問題です。そこをどうするかという話になったときに、やっぱり先ほどの答弁だと保険料を引き上げなければならないと考えているという話ですけれども、その1点で次の第6期の実施計画をつくられたらたまったものではありません。介護保険が導入されて、かれこれ14年たちますけれども、当初の導入時の介護保険の保険料と比べたら、もう5倍ぐらい高くなっているのではないですか、平均的に。それがまた引き上がるということであれば、介護保険料は引き上がる、介護サービスは縮小される、全く介護保険が住民の介護の要求を支えるという、そういう制度にはなっていないということがますます明らかに私はなっていくというふうに思います。

そこで、米沢市はどこに手を加えて、それで住民の介護要求を支えていくかというところに知恵をやっぱり絞らなければなりません。それを、先ほどの答弁だと、国の方針がまだ決まっていないので、決まってからどうするか考えると、それでいて、場合によっては国に要望していくこともあり得るというふうな、そういう消極的な対応は非常に私は問題があるというふうに思います。もう少ししっかりしていただきたい。

本当に先ほどの答弁はあれですよ。介護サービスを受けている方々は本当にかかりしますよ。国がやっぱり問題です、国は。だけれども、

国のこの問題のところを、どうやって住民の今の問題、課題になっているところを支援していくかというところをしっかりと考えてやっていくというのが、これが地方自治体の仕事ではないですか。方針は大体出ていますよ、もう。

次に、生活保護の基準見直しに伴う住民サービスにかかわるところです。それで、これも先ほどの答弁だと、国が38の事業について影響を及ぼすと、何らかの対応を考えているようだという話でしたけれども、米沢市の場合は41の事業で、先ほどは障がい者福祉関係で9事業ということですが、これについても、障がい者福祉関係でいえば、総合福祉制度での対応が今後出てくると思うので、その際考えていきたいという話ですが、こんなことでいいのかなと私は思いますよね。例えば、41の事業と非常に幅広い制度があるわけですが、私は少なくとも福祉関係については、これは米沢市独自で対応する必要があるというふうに思います。国のほうでは、生活保護の受給制限をやるということで基準見直しをやったわけでしょう。だけれども、この生活保護とは全く受給者とは関係ない、制度というかそのあおりを食って、その結果として今まで利用できた人たちが利用できなくなるという、特にその軽減措置などの諸制度が利用できたわけなので、そういう方々は一定収入が低い方々ですよ。そういう方々のところに利用制限が出てくるというのは非常に問題であって、そこにやはり自治体として対応するというのは、私は当たり前だというふうに思います。

それで、生活保護基準が引き下げられる、それから住民税のところの課税限度額が引き下げられて、これまでサービスが受けられたものが受けられなくなるということですが、例えば、当該年度のサービスを受けるときの住民税の課税限度額というのは、当年6月までは前々年度の課税額で算出されますよね。それから、

6月以降については前年の課税額で算定されるわけなので、そうすると、ことし収入が少ないあるいは変わらなくても、制度が変わったがために今年度はやっぱり諸制度が受けられなくなるという方々がいるわけです。だから、例えば前々年度の収入あるいは前年度の収入で考えた場合に、生活保護の基準見直しで、ことしさまざまな制度が受けられなくなったという方がいれば、今年度の収入状況を見て、それで判断して、その制度を受けられる、受けられないということをおしはやっていいというふうに思います。

それで、こういう制度をやる場合には、一定要件があるわけですよ。それで、一番最後に、大体は市長の認めるものについては、これは該当するというものが1項目あるわけですね。だから、決して私は市長の判断でこれはやれない問題ではないと思います。いろいろ状況を考えて、やはりこの生活保護基準が引き下げられた、課税限度額が引き下がったということで、結果として諸制度が受けられなくなったと。いろいろ事情を聞いたら、やっぱりこれは大変だという方が出たら、市長の権限で、市長が認める場合はという条項を使って救済していくということも私は手だてとしてあってもいいというふうに思いますが、いかがですか、ここは。

○島軒純一議長 市長でなくていいですか。（「担当者でいいです」の声あり）菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 おっしゃるとおり、非課税限度額については、ほとんどが生活保護の基準を参照しているというふうな状況でございます。ただ、やはり国で定めている制度であるということも、まず一つはあるかというふうに考えられます。それが全国的なものであるということも、私どもとしては考えていかなければならない。一つの方法として、議員がお述べのとおり、市長のほうに裁量が任せられている部分があれば、制度の中で検討もできる余地はあるかなというふうには考えてございます。

ただ、それぞれにおきましては、その場面がどのような形で出てくるかということもありますので、その場面に応じて判断していく必要があるかというふうに思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） だから、最初の答弁では、何か木で鼻をくくったように、もうできないんだという話だったけれども、市長の認める場合という条項があるということ、その意味をよく考えて、それは自治体でできる場合は自治体でやるということだから、それは今まで答弁あったように、一つ一つケース・バイ・ケースが出てくるというふうに思うけれども、やっぱり現状出てきた場合は一つ一つ吟味して、よく検討して、これはやっぱり市長の裁量で引き続き軽減措置などを受けられるような状況をつくっていく必要があるという判断になれば、それで救ってやるということは私は必要だというふうに思います。そういうことでよろしいですか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 あくまでもそういった状況が出ればということで、仮定の話でございます。なお、現在の状況では、議員も御承知のとおり、11月27日自民党の税制調査会で、来年4月からの消費税増税を踏まえ、低所得者に配慮する必要な判断として、2014年度の改正を見送る方向で調整に入ったというふうに、これは報道のお話なんですけれども、そういったところもあります。したがって、その全体的な流れを見ながら、果たして議員がおっしゃるようなことが可能なかどうかということで、市長裁量の部分になりますけれども、そういった分野ごとに考えていく必要があるかというふうに思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 特に、先ほど障がい者福祉関係で、障がい者福祉制度の中で、対応できるような見通しが出るかもしれないというふう

なお話でしたけれども、対応しないということになったら、これはぜひ米沢市当局で対応してほしいと思いますが、いかがですか。もう一度お聞きます。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 事例として、障がい者サービスのこともお話しいたしました。ただ、その制度そのものについて、今現在そういった詳細な部分、どこまで裁量が入るのかというところがわかりません。したがって、やはりそういったところの実際のケースを見させていただいて、そういったものを考える必要があるのかというふうに思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 婚外子の件についてお伺いします。

慎重な対応の必要があるので、市独自で対応は現在考えていないというお話ですけれども、これは米沢市でできる範疇の問題ですよ。これは税制改正の問題ではありません。国でやらなければ、これがやれないことはありません。米沢市、市町村で、市長の判断でやるということになればやれるという事項ですよ。なぜ慎重な対応が必要なのでしょう。婚外子については、最高裁の決定もありましたけれども、少なくとも米沢市の、さっき答弁ありました66世帯の子供たちは、いわゆる不利益、不平等にあえていっているわけです、今。そこを、なぜ米沢市の市長あるいは健康福祉部長は対応しようとしません。この不平等を認めるということですか、容認することですか。市長どうですか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 御質問の趣旨は、婚外子が不利益をこうむっているという、それもあると思いますが、婚外子差別が民法において認められるかどうかという、そういう判決は出ているわけですが、そういうことに基づいての御質問だと

いうふうに思っておりますので、これは少し時間をいただいて、上からの指示ということではなくて、担当課のほうで婚外子差別についての議論というのを少しさせていただいてから結論を出すようにしたいと思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 市町村の周辺のやるか、やらないかで状況を見て何とかするという話ではありません、この問題は。国が税制改正しないとできない、あるいは民法改正しないとできないということではなくて、これは不利益をこうむっていることは間違いないわけなので、そこを国のほうではいろいろ政治的な駆け引きがあつて、国会での法改正に至っておりませんけれども、小久保議員も私も求めているのは、みなし課税で結果として保育料やそれから公営住宅などの、結婚はしていないけれどもひとり親の皆さん方が市民の中にいるわけですよ、その方々が本来ならばほかの寡婦の方、ひとり親の方々が受けているその制度を利用できないという不平等が生じていると、ここを救済してほしいという話なんです。民法とか最高裁のあれもあるけれども、しかし、今日の前にいる米沢市の66世帯の皆さん方が当然受けるべきサービス、それがさまざまな国の政治的な駆け引きの中でできなくなっているところを、米沢市長としてどうするかという話なんです。これをやったからといって、国との憲法問題でいろいろぐしゃくすると何かという話はありませんよ。米沢市が財源を組んでやるという姿勢を見せればやれる話なんです。だから、ほかの自治体で、今最高裁の決定もあつたにせよ、独自の判断でやろうとしているということになっているんです。市長としてどうですか、もう一回答弁いただきたい。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 他に先駆けてやるとなれば、それは当然信念を持ってやるということになりま

すので、そういう意味から、少し婚外子差別について担当課での議論をさせていただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 66世帯の子供たちは、選択できない、そういう理由で差別を受けているということが、米沢市がこの問題に取り組まなければ、米沢市がそういう差別に加担していると言わざるを得ません。そこが大事なんです。国がどうあれ、米沢市でどう判断するか、これが問われています。そのことをよくお考えの上、慎重に検討すると言いましたけれども、少なくとも3月議会までは回答を出してください。どうですか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 御質問の趣旨はそのとおりでありますので、ですからそれを受けて、上からの指示ということではなくて、担当課での議論というのをまずさせていただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 9月にもさんざんこの問題、小久保議員から問われて、改めてこの12月議会で私が問いました。3月議会までは、これは期間としては十分な期間だと私は思います。3月議会までは回答出していただくようお願いしたいと思いますが、再度ちょっと御答弁いただけますか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ただいま市長からも答弁ありましたように、私どものほうでも9月にこのお話を受けながら話をしております。ですから、3月ということでちょっと確約はできないわけなんですけれども、急ぎ検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○島軒純一議長 以上で8番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前１０時００分 休 憩

午前１０時１２分 開 議

〇島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

一つ、山形大学工学部の教養課程を米沢キャンパスに設置することはできないか外２点、20番小島卓二議員。

〔20番小島卓二議員登壇〕（拍手）

〇20番（小島卓二議員） 西部小6年3組27名の皆さん、こんにちは。米沢市議会本会議場での傍聴においでいただきまして、まことにありがとうございます。せっかくの機会でありますので、一般質問に入る前に少しの時間をいただき、ぜひとも覚えてほしいことを一つだけお話しさせていただきますと思います。

皆さん御存じの国会は、日本の政治をつかさどるところであります。一方、都道府県や市町村の地方と言われるところには、全てに地方議会があります。米沢市も同様に米沢市議会があります。市議会議員は、4年ごとの選挙において市民の皆様から24名の議員が選ばれます。また、米沢市長も同じように4年ごとの選挙で選ばれます。ですから、市民から選ばれる市長も議員も同じ立場にあります。このことを「二元代表制」といいます。議会は、市長が議会に提案した案件、例えば小学校校舎の耐震工事の予算や、安全安心のまちづくりに関することや、病院や上下水道の予算など、総額567億円の市民生活に係る案件を議論し、決定する権限を持っています。ですから、私たち議員はとても大事な立場で仕事をしています。

いろいろ申し上げましたが、きょうは「二元代表制」という言葉をぜひ覚えていってほしいと思います。

それでは一般質問に入ります。

1つ、山形大学工学部の教養課程を米沢キャンパスに設置することはできないかについてお聞きいたします。

山大工学部の1年生は、山形市の小白川キャンパスで基盤教育を行うため、遠隔地にある学部 of 学生も一堂に会し、1年間の教養課程を行っています。私は、これはこれなりに学生同士の友好的な関係や友情を育むなど、勉学のみではなく学生にとってよい面もあると考えます。しかし、山大工学部の方々にお聞きしますと、私は、やはり1年生から山大工学部のキャンパスで学ぶことができれば、専門課程の工学部としての基礎教育の授業を受けることができ、世の中に送り出す卒業生のレベルを高めることができるのではないかと考えています。工学部の基礎研究は、今後も発展継続が不可欠となっている現状を考えれば、一日も早く専門課程に進む教育システムが重要と考えます。そのために米沢市はどうかかわっていくべきかをお聞きいたします。

（1）米沢市教育委員会は、適正規模適正配置計画を進めています。この中で、現在の第二中学校を廃止して、南部小、関根小、南原小、関小、松川小に通う児童全てを新しい南地区中学校に統合します。7年後に新しい場所に開校する予定です。このため、現在の二中が空き校舎となりますので、この場所に山大工学部の教養課程を招致すべきと考えます。

（2）今後、山大工学部と県立米沢栄養大学が共同で教養課程を設置するよう要請できないかについてであります。いよいよ来年4月に県立米沢栄養大学が開学いたします。先日、私は文部科学省に出向き、高等教育局国立大学法人支援課課長補佐の鎌塚様に大学連携のコンソーシアムについてお聞きいたしました。大学間の連携により、地域でのよりよい環境整備に取り組む事業をいいます。米沢市でのコンソーシア

ム設立については、米沢市学園都市推進協議会が事務局となり、山大工学部と県立米沢栄養大学の連携を行うことができます。各種研究、実験や論文についての連携や、教養課程の単位取得についても大学間連携で行おうとするものです。米沢市は、コンソーシアムの窓口設置を考えていくのかについてお聞きいたします。

2つ目、次に市営人工芝サッカーフィールドの利用実績などについてお聞きいたします。

全国高校サッカー山形県予選会決勝で、地元米沢中央高校サッカー部が初優勝し、全国大会への切符を手に入れました。よくぞ頑張ったと称賛しております。米沢中央高校の鳥羽監督の談話では、「人工芝サッカーフィールドが整備されたおかげさまで、また地域の支えで環境面が整ったことも大きい」と述べておられます。一昨年、開所式の市長の挨拶の中で、「このサッカーフィールドで練習した子供たちが、Ｊリーグなどのトップチームで活躍している姿を夢見て整備した」と挨拶されましたが、今まさに夢に一步近づいたと思います。米沢中央高校の優勝の第一報を聞いて、市長の思いはどうだったのかをお聞きいたします。

次に、開所して1年たちましたが、サッカーフィールドの利用実績はどうだったのか、使用料収入はどれくらいあったのか、800台収容の駐車場の利用実績はどうだったのか、そして、人工芝サッカーフィールドの命名権募集は考えているのかについてお聞きいたします。

次に、中体連の県大会が本市で実施できない3競技のうち、競技人口が多いテニスコートを早急に整備すべきではないかについてお聞きいたします。

テニスコートの施設整備については、30年前から市議会で請願を採択するなど、市民要望の多い競技施設であります。最近では、人工芝サッカーフィールドと同じく、人工芝テニスコートが主流となっています。米沢市では、人工芝テ

ニスコートを整備しておりませんので、県大会を開催することができないのです。各中学・高校のテニス部の生徒たちは、多額の遠征費をかけ県大会に臨まざるを得ないのです。経済的負担が大変です。また、人工芝テニスコートで練習することにより、技術の進歩が格段に飛躍して、これまた優勝に結びつく選手の育成も可能になってきます。中学・高校の県大会が可能となれば、選手、監督また父兄の宿泊が増大し、市内経済への波及効果があります。市長は、米沢出身のテニスプレーヤーがウィンブルドンのセンターコートでプレーする夢を見たいと思いませんか。

整備するテニスコートの用地については、多目的屋内運動場のゲートボールコート及び人工芝サッカーフィールドの西側アップコートが適地と考えますが、どうお考えかお聞きいたします。

以上で質問は終わりますが、西部小の皆さん、最後まで静かにお聞きいただきありがとうございます。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの小島卓二員の御質問にお答えをいたします。

私からは、中央高校の全国大会出場について感想を申し上げます。その他につきましては部長よりお答えします。

このたび、米沢中央高校サッカー部が第92回全国高校サッカー選手権大会県大会で初優勝し、置賜から初めての全国大会出場となりましたことは、米沢市民全体の喜びであると思っております。米沢中央高校サッカー部は、このサッカーフィールドを利用して練習をされており、御質問にもありましたように、県大会決勝戦の試合の後に、中央高校の監督が「米沢市営人工芝サッカーフィールドができるなど、地域の支えで環境面が整ってきたことも大きい」と勝因について語られたことから、人工芝サッカーフ

ールドの整備が競技力向上に結びついていると感じ、市としてもうれしく思っているところです。米沢中央高校サッカー部は、来る大みそかに埼玉スタジアム2002において、福岡県代表の東福岡高校と対戦いたしますが、ぜひ全力で悔いのない試合を行っていただきたいと思います。

また、これを励みに多くの子供たちがサッカーフィールドで心身ともに鍛え、立派な人間に成長してほしいと願っております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、大学問題についてお答えをさせていただきます。

まず、山形大学工学部の1年生の教養課程を米沢キャンパスに招致できないかとのお尋ねであります。現在山大工学部のシステム創生工学科、50名いらっしゃいますが、これ以外の1年生（ことし5月現在で599名いらっしゃいます）は、山形の小白川キャンパスで教養課程を学び、進級条件を満たした後に2年生から米沢のキャンパスに移ってまいります。大学によりますと、1年間山形市で他の学部の学生と一緒に学生生活を送るということで、さまざまな教員や学生間の交流の機会に恵まれるという効果がある一方で、1年後には米沢に引っ越しをすることになりますので、学生本人のみならず、親の負担が大きいという話も聞いているということでありました。本市といたしましては、入学時から米沢のキャンパスで学ぶということについては、より早く米沢の生活になじみ、まちや市民とのかかわりを深めながら充実した学生生活を送ってもらおうということにもつながりますので、学園都市を推進する立場といたしましても、より望ましい姿であろうというふうに考えております。

しかしながら、教養課程を本市に移すことは、

多方面において大きな影響が生じることであり、言うまでもなく最終的には大学側の判断によるものになりますので、私どもとしては慎重にならざるを得ないというのが現状でございます。

また、議員の御質問にもあります中学校の再編が控えており、統合後の第二中学校の跡地の活用という問題も今後の課題になってまいるわけですが、現時点では、このことと大学の問題を結びつけて考えるのではなく、まずは大学や関係者などの意見を伺いながら、1年生からの招致、この可能性について研究をしていきたいというふうに考えております。

次に、教養課程の共同設置についての御質問でありました。山大工学部の教養課程が本市に移る可能性が高まってきましたならば、県立米沢栄養大学、それから米沢女子短期大学と共同した教養課程の設置という可能性もまた出てくるものというふうに思われますが、それぞれ3つの大学の教養課程の編成方針のすり合わせや大学間の移動距離の問題など、共同設置のメリットを十分に引き出せるかどうか、相当深い検討が必要となることから、山大工学部単独で設置をする以上に共同での設置には多くの課題があるものというふうに考えております。

まずは、山大工学部の1年生を米沢キャンパスで学べるようにすることの可能性を調査し、これに付随して共同設置の問題についても検討していきたいというふうに思います。

それから、御質問の中で、大学間のコンソーシアムの窓口設置の御質問もございましたが、山形大学から聞いておりますが、今般米沢女子短期大学のほうに、今回の栄養大学の新設に伴って単位互換制度のさらなる拡大の申し入れをして、検討しているというふうに伺っております。こうした動向を見ながら、学園都市推進協議会として何か支援することができれば、これについては積極的に考えてまいりたいというふ

うに思っております。

以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から小島卓二議員の御質問にお答えをいたします。

まず、この1年間の人工芝サッカーフィールドにおける利用実績と使用料の収入の実績についてお答えをいたします。

その前に、議場にいる小学生の皆さん、そして議員の皆さんで、このサッカーフィールド、この1年間で利用された人、ちょっと手を挙げてください。小学生が6人くらいいますか、議員さんも5名、はい、ありがとうございます。

この人工芝サッカーフィールドの昨年11月のオープンから本年10月末までの1年間の利用実績につきましては、利用件数は1,247件、利用者数は6万1,121名となっており、県外からの利用者数は4,226名となっております。また、その使用料収入につきましては、285万8,700円となっております。

このうち、利用者数につきましては、年間の利用見込み人数として想定いたしておりました約5万人を超えている状況にあり、平日は部活動や社会人チームの練習、グラウンドゴルフでの利用に、土曜日・日曜日・祝日は各種大会に利用され、ほぼあきのない状況となっていることから、おおむね満足のいくものと考えております。

また、使用料収入につきましては、想定いたしておりました約440万円に満たない状況となっておりますが、これは平日の日中に若干のあきがあること、また一般の方を含めピッチ半面、全体での4分の1になるんですけれども、この利用が想定より多かったことによるものであり、利用状況を考慮しますとやむを得ない状況というふうに考えております。

次に、駐車場の利用実績についてお答えをいた

します。

駐車場につきましては、サッカーフィールドを主に野球場、弓道場、多目的屋内運動場の駐車場として利用いただいております。今年の利用状況といたしましては、100%駐車になったということではなく、最大の利用で7月中旬に皆川球場で全国高等学校野球選手権記念山形大会の1回戦及び2回戦が、同時にサッカーフィールドで東日本社会人サッカー大会がそれぞれ行われた際に、約90%程度の利用となったのが最大であります。

次に、人工芝サッカーフィールドの命名権募集に対する考え方についてお答えをいたします。

施設に対する命名権につきましては、2003年3月に東京スタジアムが日本で初めて実施したもので、その後日本各地で実施されておりますが、山形県内においては、県所有のスポーツ施設であります山形県総合運動公園陸上競技場、中山公園野球場及び文化施設である山形県民会館のみの実施となっており、県内において命名権を実施している市町村はなく、他県においても県有施設での導入が多く、市町村での導入事例は多くないところであります。

命名権につきましては、「大都市圏以外の地域ではスポンサー企業を探すのが難しい」とか「短期間で施設名が変わってしまう可能性がある」また「企業名ばかりが目立ってしまい、施設の場所や機能がわかりづらくなる」などといった問題点も指摘されております。

本市のサッカーフィールドにつきましては、人工芝のサッカーフィールドとアップコートをそれぞれ2面ずつ備え、全国的に見てもすばらしい施設であることから、関東近県からの問い合わせも多くあり、まずは「米沢市営人工芝サッカーフィールド」の名称を広めたいと考えておりますので、現在のところ命名権の募集は考えていないところでありますので、御理解願いたいと思います。

次に、人工芝サッカーフィールド西側のアップコート、これをテニスコートにというふうな御意見についてお答えをいたします。

中体連の県大会につきましては、今年度から地域の実情や競技のバランス等を考慮したブロック制を導入し、総合開会式をなくし、県内において分散会場での開催をスタートさせたところであります。その中で、テニス競技につきましては、高校の施設を借用すれば実施可能であるものの、置賜地区では開催しない競技となっております。

そういった現状も踏まえ、テニスコートの整備も含めながら、体育施設に関する新規の施設要望につきましては、多数の種目からいただいておりますので、今後既存の施設の整備とあわせまして、本市体育施設の整備計画の中で優先順位を踏まえた上で、米沢市まちづくり総合計画の中で検討してまいりたいと考えております。

なお、多目的屋内運動場のゲートボールコート及び人工芝サッカーフィールドの西側アップコートを利用したテニスコートの整備ができないかということにつきましては、先ほどの御説明のとおり、米沢市営人工芝サッカーフィールドは、人工芝のフィールドとアップコートをそれぞれ2面備え、大きな大会を開催する場合、次のチームはアップコートを利用したアップができることがその特徴の一つとなっております。また、ゲートボールコートにおきましても、年間1,000名を超える方の競技の場所となっておりますので、当該地を利用したテニスコートの整備は難しいものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） それでは、順次お聞きしていきたいと思えます。

まず、山形大学工学部に関してでございますが、一応市のほうでの考えの中で、1学年だけ小

川キャンパス、山形において、米沢に1年後に来れば、本人、親の負担が多いというふうなことでありました。現実にもそうであるわけです。それよりも何よりも、答弁の中にはなかったんですが、子供たちは何を望んで山形大学工学部に入学をするのだというふうなことだと思うんですね。やはり工学系の、有機ELに代表されておりますが、その他いろいろな学科があつて、大きな工学部として成り立っているわけなんです。その中で専門性を養いたいというふうな思いで工学部に入学することを希望していると思うんです。学校側とすれば、やはり1年生から教養課程のほかに工学部としての専門課程を教えられれば、恐らくは卒業するときになって、3年間の工学部の勉強よりは4年間費やしての工学部の勉強、指導をしていったほうが、卒業時にはかなり高いレベルでの卒業生を送り出すことができるというふうに踏んでいるわけなんです。そのことについてはどのような考えですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 今回の議員御指摘の部分が、やはり最も重要な視点だというふうに思っております。要するに、地元の自治体の支援、これは一つの大きな働きかけの要素にはなるんですが、やはり大学が最終的に判断する部分においては、教育的な見地での必要性、今まさに御指摘されたような視点が重要だろうというふうに思います。この部分について、これから大学のほうと、工学部長等も含めていろいろお話を伺わせていただきながら、そうした点も詰めていきたいなというふうに考えております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） そのようなことだと思います。子供たちは何を望んで米沢市、山大工学部に来るのかというふうなことだと思うんです。やはり、卒業し就職するときに、他に類をみないような学術研究を手に入れて、自分の身

につけて、そして就職先の各企業なり研究所において自分の専門を生かしたいというふうな思いを持って、この地に来ていただいているというふうには私は思っております。そして、一つは山形大学工学部のほうに、米沢市としての働きかけのよいきっかけであろうとするのが、二中の移転に伴っての空き教室、空き校舎になった二中を米沢市が無償貸与したいというふうな申し入れをするのかどうかなんですけれども、早目にそういったことをお話ししながら、しかし7年後でしか空き校舎、空き教室になりませんので、逆に言えば今から時間をかけて7年間そのことに費やすと。さあ来年あきますから、ぜひ米沢市がここを無償貸与しますので、教養課程をここに移しませんかということでは時間がないと思うんです。ですから、私は今回の一般質問で、今まさにスタートラインに立とうとしている、この教養課程を山大工学部キャンパスに持ってくるということをスタートラインに立とうとする、その時期だと思いますけれども、いかがですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 その教養課程、1年生を引き受けるに当たって、今の山形大学工学部のキャンパスの中では受け入れる面積といいますか、そういったキャパシティが少ないことを踏まえて二中跡地というふうな御提案があるんだろうというふうに理解はしておりますが、やはり現時点では、大学の考え方といいますか、要するに1年生を持ってこれるかどうか、先ほどの視点が最も重要な視点になるわけですが、その可能性を探ることがまず優先だろうというふうに思っております。今、市内部でも、二中の統合後の跡地の問題について議論がなされている状況ではありませんので、先行してどうですかというふうなことは、今の段階ではこれは言えないということが現状でありますので、御理解をいただきたいというふうに思

います。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） 壇上でお話ししましたが、文科省国立大学の支援のほう担当の課長補佐からお聞きしたんですが、大学間の独自の取り組みであって、文科省とすればそのことにいい、悪いを言うべきものではないし、それは山形大学独自のやり方であるというふうなことでありました。ですから、言われたように大学の決め方の問題だということでもありますので、その大学の決め方の中に、米沢市がこういった施設の無償貸与等いろいろなことについて援助を申し入れながら、この話を進めていってほしいというふうな申し入れということですよ、言うなれば。そういったことをすべきだと思いますけれども、今投げかけるだけでよろしいのかどうか。私は、積極的に教養課程を米沢市に持ってこようという市民運動までも高めながらというふうな思いはあります。いかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 これも繰り返しになるわけですが、確かに議員おっしゃるとおり、大学独自の判断なんだろうというふうには思いますが、米沢にありますのは山形大学工学部、山形大学法人全体としての意思の中でどういう判断をされるかというところがポイントになってまいります。そうした大学の方針を、言ってみれば大きな大転換を図ろうというふうな試みでありますので、これは一定の時間を要することでもありますので、これから研究をさせていただきながら、その可能性を見きわめていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） ぜひとも米沢市の考えを大学側のほうに反映しながら、二中の跡地利用も有効利用できるというふうな、山形大学工学部とすれば、200メートルも離れていない場所

に自分たちの校舎、建てなくてもいい場所が発生するというかあるということは、かなりの強みというふうに思うわけなんです。そういったことを一つの呼び水として、今後積極的に提案していったほしいというふうに思いますけれども、もう一つの問題は、県立米沢栄養大学、米沢女子短期大学、それと山大工学部、先ほどの話では、単位取得の相互互換制度なるものを要望しているという話で、それは一步先に進んでいるのかなと思います。それに対して、米沢市としては大学間連携の学術研究も含めて、コンソーシアムというふうな事例が全国にたくさんあるわけなんです。そして、それぞれの大学の学生が別の学校の教養課程を学ぶというふうなシステムになっているわけなんです。京都のコンソーシアム、京都を基盤としている三十何大学ですか、その大学はそれぞれに自分の単位取得をするために、そのコンソーシアムを窓口として別な大学に行って単位を取得しているというふうな、日本で一番古いコンソーシアムですけども、そういったものを少し研究しながら、米沢のコンソーシアムの設立というふうなものに頑張ってみるというふうな考えはあるのかどうかお聞きます。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 単位互換制についてですが、少し現状をお話ししたほうがいいのかというふうに思いますが、いわゆる現状では、米沢女子短期大学と山形大学工学部、一般教養課程において授業を交換して受けることによって単位を取得するというふうなシステムになるんだというふうに思います。これは、なかなか進まないというか、現実として難しい問題はどこにあるかと申し上げますと、いわゆる短期大学は、実は4年制大学よりも濃密な授業をしております。要するに、単位を4年制大学が1年間で取得する単位の2割増、3割増で相当な学習をしております。2年生になると、もは

や就職活動もありますし、その先の進学の問題もあって、非常に1年生というのは忙しいところがあります。そうした段階で、そのキャンパスを移動しながらというふうな余裕がなかなか生み出せないというのが現実の問題としてあって、なかなか難しい問題になってくるわけですが、今度できます4年制大学を契機にして、これがもう少し先に進めることができないかどうか、これを両大学で少し勉強してみようというふうな段階に行っていますので、その推移を見ながら支援策をこちらで考えていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） 山形大学の教養課程に関しましては、きょうはスタート台というふうなことだと思います。今後これからこのことが議論が深まり、米沢市にとっても教養課程が米沢市に設置されるようなことを将来像の中に打ち出せばいいのかなと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

人工芝サッカーフィールドに関してですが、市長からよかったというふうな、大変喜ばしいことだというふうなことで、私と同じような感想を述べていただきました。

利用実績については、年間6万人というふうな人数でありますし、県外からも4,226人というふうな数字であります。恐らくは県外から来られた方、大会とか練習試合とかで来られた方4,226人の多くの方は米沢市に宿泊し、もし試合であれば、これに対しての父兄が同じように宿泊しているという経済波及効果もあろうかと思えます。これからは、この米沢市の人工芝サッカーフィールドに関して、やはりこういった経済波及効果の部分も一応指標として考えていただけたらいいかなというふうに思えます。入ってきた人数は6万1,121名なんですけど、恐らくは父兄がコート外で応援している姿、そういったもの

から換算すれば、もう10万人以上のサッカーフィールドの利用者ではないのかなというふうな思いはあります。ですから、今後ともこのサッカーフィールドは、特に米沢市の小・中・高校生がこの場で練習することによって、ハイレベルの技術向上が望める、そういった場所になるかと思っています。その中で中体連、今後はここで逆に中体連、高体連もできるというふうなことです。ここに来る県外、県内の各地からの生徒たちも多いというふうなことだと思います。

私の考えでありますけれども、命名権、市町村ではやっていないといいますが、私は何年前ですか、六、七年前に米沢市のホームページにバナー広告を取り入れるべきというふうにお話して、バナー広告をやった先進地を視察したことがあります。そして、その後米沢市もバナー広告を取り入れ、今や市報にも下の段に各会社の広告が載るぐらい、広告収入を得ようというふうな機運になっているわけですので、命名権についても、今のところは考えていないというふうなことでありましたが、今後各地方自治体の中で、米沢市が初めて命名権を取得したというふうな事例にもなろうかと思っていますけれども、もう一度命名権について全然考えていないのか、それとも将来像とすれば、米沢というふうな名前がついた命名権募集の仕方をするのか、そのことについてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 命名権につきましては、先ほど教育長が御答弁させていただきましたが、現在は考えていないところでございまして、今後につきましては、教育施設のみならず、いろいろな米沢市には公共施設があるわけですので、そういった部分については全庁的に検討すべき課題かなというふうに感じております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） ほかの施設、米沢市営体育館とか弓道場とか皆川スタジアムというのは命名権とは違いますが、名前を変えて皆川スタジアムになっているという実例があります。ほかの施設では、恐らくは命名権を募集しても誰も応募しないと思います。ただ、この人工芝サッカーフィールドは、これだけの利用者数、また今後もふえ続けていくであろう利用者数を勘案しますと、例えば今固有名詞を出して失礼なんですが、米沢信金カップを人工芝サッカーフィールドで行っております。そのような米沢信金サッカーフィールドというような命名権を考えられないのかどうかというふうな思いはありますが、そのことを打診してみるというふうなことはありませんでしょうか。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 繰り返しになりますが、現時点ではそういった考えはございません。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） 現時点ではないということですが、いつになったらそういったことを考えるというふうな含みもあると思います。いかがですか。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 議員からただいま出たお名前ですけれども、その企業とそのほかの企業から命名権の募集があった場合、一つの例として私申し上げているんですが、そういった場合にどのような選考をするかなどの問題もあるかと思っています。そして、現時点では考えていないということで、「米沢市営人工芝サッカーフィールド」という名前をまずは広めていくことを最優先にさせていただきたいと考えております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） 将来ともに命名権はないというふうな理解でよろしいですか。議事録として残ります。途中3年後とか5年後に命名権を募集したいと思っておりますというふうな

ことになるのかなというふうに思いますけれども、今後の今現在は考えていないということで、将来は考えるということで私は理解させていただきたいんですが、もう一度はつきりとお願いします。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 命名権につきましては、現時点では考えていないところでございまして、時代の流れ、そういったものもさまざまございます。そういった中で、絶対ないということは私の口からは申し上げることはできませんので、御理解いただきたいと思います。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） 続きまして、中体連の県大会ができないということであります。ソフトテニス競技に関しましては、県内でブロック制をとりながら、そのブロックに置賜地区が入っていないというふうな、それは施設面の不備もありますから、それはいたし方ないということではありますが、私が申しましたように、やはり米沢の中学生、高校生、テニス愛好会も含めて、今や人工芝のテニスコートでの公式試合というふうになっておりますので、その場所を求めてその会場に出向いていくというふうなことになっています。大変な費用負担を強いられているわけなんです。先ほど市長は、今回中央高校が1年足らずで優勝したその結果を受けて、やっぱりサッカーフィールドの効果というものが大なるものがあったというふうな思いを述べていただきましたけれども、同じように市長は、テニスコートについては、人工芝のテニスコートを整備すればウィンブルドンのセンターコートで試合するような選手ができるかもしれないという夢を見ようというふうな思いはありませんでしょうか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 そのようなことになれば、大変結構だと、喜ばしいというふうに思います。た

だ、サッカーコートのほうも、振り返ってみますと、全国のサッカー協会の助成に手を挙げて落選したりとか、さまざまな経過があつて、時間もそれなりにかかって、そしてようやく中心市街地活性化の事業で整備することができたという経緯があります。ですから、あれやこれやさまざま努力をして、長い時間かかって、そしてその結果よい成績、大変驚くようなよい成績の学校が出てきたということになっていきますので、そういうことを考えますと、やはりさまざまに努力していく、そういう期間というのが一定程度かかるのではないかというふうには思っております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） 最後にします。人工芝テニスコートに関しては、米沢市体協としましては、今すぐに整備しなくてはいけない種目というふうに打ち出しております。教育長、管理部長の言葉の中には、テニスコートはまだ先というふうに受け取られましたけれども、体協の色摩会長からも、次はテニスコートだよというふうなお言葉はいただいておりますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 テニスコートに限らず、各種目からの施設の整備については要望が大変多いところではありますけれども、テニスコートにつきましては、やはり早くというふうな思い、これは前々からあるのは承知しております。ただ、既存のコートを整備し直すのか、あるいは新たな土地を求めて整備していくのかについては、まだまだ話は進んでいないところでありますけれども、希望が多いのは確かであります。

○島軒純一議長 以上で20番小島卓二議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休 憩

~~~~~

午前 11 時 12 分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一つ、米沢市立病院の医師確保策について外 1 点、22 番高橋義和議員。

〔22 番高橋義和議員登壇〕（拍手）

○22 番（高橋義和議員） 西部小学校の皆さん、傍聴ありがとうございます。市議会議員の高橋義和です。私の今議会の一般質問は、今議長が申された米沢市立病院の医師確保策についてと、もう一つが 24 時間巡回型介護サービスの実施について、この 2 点について質問をさせていただきます。

まず、1 つ目、米沢市立病院の医師確保策についてお伺いいたします。

日本国内における医師の数は、約 29 万人とされています。しかし、就業、実際にお仕事をしているお医者さんの就業の実態、働いている実態を問うことなく医師免許の所有者を全て医師数に含めており、実際に医療に従事しているのは約 21 万人とされています。

また、女性医師がふえてきてはいますが、結婚や出産、子育てなど医療と両立をさせる環境が整っていない場合が多く、結果として現場に復帰できずに家庭に入ってしまうケースもあり、このことも現場に出ている、実際にお仕事をしている医師数の減少につながっています。

これまで、地域の総合病院、米沢市立病院もそうですけれども、地域の病院が医師を確保する方法として、大学、山大医学部などの大学の医局の人事により、医局から派遣をされて来ていました。病院は、医局から派遣されてきた医師を雇用して治療に当たっていただいていた。

医師の交代などの人事権は、大学病院各診療科の医局の一存で決まっていた。このシステムによって、地域の総合病院の人的資源は維持

されていましたが、その非民主主義的な側面を問題にしたマスコミや官僚により、医局解体が取りざたされるようになりました。そして、2004 年 4 月から新医師臨床研修制度、新しいお医者さんになった方々の研修制度ですけれども、新しい制度になって実質的な病院の医局の解体の動きがもたらされるようになったのです。

この新医師臨床研修制度の開始に伴って、臨床研修指定病院、研修のできる病院の要件が緩和をされて、従来大学病院など特定の病院においてのみ研修が可能であったのが、一般の民間病院においても研修ができるようになり、これによって新人医師（研修医）は、大学医局に所属することなく初期の研修を受けることができるようになりました。医局の人事権は大きく損なわれることになったのです。

さらに、新人医師は多彩な症例が多い病院や有名病院を選択する傾向があり、薄給で直接医療と関係のない下働きが多いとされた大学病院や、症例の多くない地方の病院や小さな病院での研修を避けるようになりました。しかも、都市部の民間病院でも医師不足は深刻な状態にあるため、研修後も大半は地方の大学病院に戻らないようになってしまいました。

新人医師は、卒業時に地方大学の医学部を離れ、教育訓練環境の整った都会の病院を研修先として選ぶようになり、経験と技量をすぐれた環境で身につけることになり、また、このことにより若い医師が選択的に地方から減り、地方大学も若い医師を地元病院、米沢市立病院のような地元の病院に医師を派遣することができなくなり、地方病院の経営を圧迫するようになっていきます。

この一連の流れにより、大学病院での医師が不足するようになり、大学病院は高水準の医療を維持するために、地方の病院に派遣していた医師を引き上げる結果となりました。こうして、地域の総合病院などから医師が引き揚げられた

ことで、地域病院の診療科が次々と閉鎖に追い込まれるなどの問題が日本全体で生まれました。そのため、各病院は、今まで各大学の医学部の医局を頼っていたわけですが、それぞれ各病院は自力で医師を探すことを強いられるようになりました。

また、診療科によつての医師の需給不均等による不足もあります。小児科や産婦人科、救急などは過酷な勤務状態にあり、志望する医学生が減ってきています。このことも総合病院等の特定診療科における医師不足の原因にもなっています。

ことし、会派で岐阜県飛騨市に行つてまいりました。また、民生常任委員会では大分県の中津市に視察に行つてまいりました。この両市とも医学生に対する奨学金の貸付制度を実施していました。また、中津市のほうでは、地元出身者の医師の名簿を作成したりし、市立病院での勤務をお願いするいろいろな文書を出すなどの取り組みなどや、また現在勤務している医師の皆さんへの処遇改善を含め、医師確保のために並々ならぬ努力をしています。新たに建設したばかりですが、中津市民病院では、敷地内に医師官舎を建設して、低料金で利用できるようになっていました。米沢市立病院でも、各診療科によつては医師不足で診療ができないというような状況もあります。米沢市立病院としての医師確保のための取り組みはどうなっているのか、お答えを願いたいと思います。

2、24時間巡回型介護サービスの実施についてお伺いいたします。

少子高齢化の進展は全国的な趨勢、流れですが、山形県は高齢化率が全国で第5位であり、全国平均と比べて10年から15年ほど進展が早い状況にあります。また、高齢者の増加に伴って、要介護認定者も年々増加していることから、団塊の世代、今65歳からの年代の方を指しますけれども、団塊の世代が75歳以上の後期高

齢者になる平成37年に向けて、支援や介護が必要な市民を支える仕組みづくりが喫緊、すぐに取り組んでいかなければならない課題となっています。

高齢者が住みなれた地域で暮らしていくために、地域ごとに医療や介護・予防・生活支援・住まいの継続的で包括的なネットワーク、すなわち地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが求められています。

その各種取り組みの中でも、医療と介護が連携して在宅生活、自宅で24時間支える仕組みとして、平成23年度に介護保険法の改正によって創設されたのが「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスです。これは地域包括ケアシステムの構築の切り札として期待が大きかったわけですが、現在のところ想定されたほどには事業者の参入がない状況となっています。

この24時間サービスは、山形県においては、今山形市と鶴岡市、それぞれに各1事業者が指定を受けて事業を実施しているのみで、山形県内では事業者のサービスの実施が進んでいません。その理由の一つとして、都市部、東京とかそういった大都市とは異なって、山形県の場合、大部分を占める過疎地域、人口密度が都会と比べて1軒1軒の家が離れていると、そういった過疎や豪雪、去年も米沢市も豪雪でした、この豪雪といった条件下では参入は難しいのではないかと指摘が、サービス創設当時からなされているところでありました。

このような事情も含め、参入を拒んでいる要因を洗い直すとともに、山形県の実情に応じた山形方式の24時間サービスのあり方について検討するということで、山形県が新たな取り組みをしました。健康長寿、健康で長生きで安心して住み続けることができる社会の実現を目指し、県民運動につなげるための推進母体として、山形県内の市町村及び関係団体によって、ことしの6月13日に山形県知事を本部長とする「健康

長寿安心やまがた推進本部」が設置されました。その中で、山形方式の24時間サービスについての検討がなされました。

県内で定期巡回・随時サービスの参入の関係ですけれども、先ほど言ったサービスを行っているところは2つの事業者ですが、この2つの事業者いずれも、1つの建物の中に介護を必要とする人たちが住んでいるという集合住宅型で、利用者も集合住宅の利用者に限られており、持ち家等に居住する在宅高齢者への事業展開は行われていません。

また、県内では、介護が必要になったら特別養護老人ホームなどの施設へ入所するという、そういった意識が強くて、在宅サービスへの利用が少ないのではないかというようなことも言われていますが、山形県の調査によりますと、一定割合の、約37%でしたけれども、一定割合の高齢者は、住みなれた自宅での介護を希望しており、また施設入所を希望された方でも、入所までの平均1年から2年、長い人ではもっと待っていないかなければなりません。こういった施設に入るまでの間、介護家族等の負担軽減としての当該サービスの利用は、一定程度見込まれるのではないかなというふうに思います。

山形県では、以上のような検討を踏まえながら、平成26年度、来年度にモデル事業としてこの24時間サービスを実施していきたいということで考えております。需要の把握、事業の効果や採算性、持続性について、モデル事業を通して検証をしていきたいということで今進んでおります。米沢市の24時間定期巡回・随時対応型の訪問介護看護サービスについての考え方について、お答えを願いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 質疑に入る前に、議長から一言申し上げます。傍聴席、特に小学生の皆さん、ここは市民の皆さんのために真剣に議論している場所であります。傍聴席はいかなる私語、拍手

等もしてはいけません。真剣に聞いていただきたいと思います。それが皆さんの勉強になりますし、将来のためになると思います。よろしくお願いいたします。わかりましたか。（「はい」の声あり）

安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋義和議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、24時間巡回型介護サービスについてお答えいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

24時間巡回型介護、正式名称「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、ホームヘルパーや看護師が1日に数回高齢者宅を訪問し、食事支援や排泄介助などを行うもので、地域にスタッフの拠点を設け、早朝や深夜でも短時間で駆けつけられる体制をとるものです。施設から在宅への移行を促進する介護保険制度の柱の一つとされておりますが、本市における実施事業者はなく、御質問のように県内においては山形市と鶴岡市にそれぞれ1カ所ずつ開設されるにとどまっている状況です。

本市において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供が進まない要因として、先ほど御質問では豪雪、過疎などが挙げられましたが、このほかにも県の分析によると、夜間対応する専門職員の確保や採算の難しさなどがあるものと理解をしております。

こうした中で、本市における在宅高齢者の定期・随時の訪問要望については、通い、宿泊、訪問の各サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」が8事業所、この小規模多機能型居宅介護に訪問介護を加えた複合型サービスが1事業所の、合計9事業所によって対応をしております。

一方、県のほうですが、これも御質問の中に御紹介がありましたが、定期巡回・随時対応型訪

問介護看護の普及が進まない状況を受けて、平成26年度から以下の3形態のサービスを柱とするモデル事業を想定しております。1つ目は、サービス付集合住宅の職員が地域を巡回訪問し、介護や看護を行うほか、緊急時の通報への対応を行うもの、2つ目は、小規模多機能型居宅介護事業所を拠点に、通報を受けての安否確認、緊急通報サービスを24時間態勢で行うもの、3つ目は、特別養護老人ホームなどの施設を中心に、見守りや安否確認、緊急通報サービス提供などを展開するもの、の3つであります。

このように、県においても在宅介護サービス充実を検討しておりますが、本市においても在宅介護の充実により、高齢者や家族が安心して暮らせる地域を目指しておりますので、今後は県で行うモデル事業の分析・評価結果等を十分に精査して、日常生活圏域ニーズ調査の結果等も踏まえながら、次期介護保険事業計画に反映をしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 芦川病院事業管理者。

〔芦川絃一病院事業管理者登壇〕

○芦川絃一病院事業管理者 私からは、高橋義和議員の米沢市立病院の医師確保策についてお答えいたします。

まず、医師確保のための奨学金制度の創設についてお考えを聞きたいということでしたので、お答えいたします。

医師確保につきましては、各県とも大変苦労しております。全国的に見ましても、長野県、岡山県を除くほぼ全都道府県で医学生に対する奨学金制度を設置しております。給付対象者は、地元出身入学の地域枠、それは設定している大学がかなり多いんですけれども、その入学者のみでなく、将来その地域にあるいは大学に残るということを表明した出身地を問わない地域枠外の一般入学者にも給付されております。そういう例が多いということです。山形県でも、一

般入学者を対象にした地域に残りますよという学生に対する奨学金制度があります。給付額は全国的に見てもいろいろで、医学部6年なわけですけれども、6年間で大体1,400万円ぐらいから、岩手県のように大体4,500万円以上支給している県もあります。これは実施主体はほとんど都道府県そのものでございます。

今、地域枠の話をしましたけれども、地域枠の入学というのは非常に今現在ふえていて、1,400人以上おります。そうすると、全入学者の6.5人に1人ぐらいが地域枠入学ということになっております。先ほど申し上げましたように、山形県においても修学資金の貸与を行っております。これから卒業生が出てくるわけですが、新年度に向けても重点的に取り組むとしていることと、それにある程度期待したいとは思っておりますが、独自の奨学金ということで、先ほど中津市の病院のことなんか挙げられましたけれども、先ほど申し上げましたように、医学部6年間で相当高額になるということで、病院独自で奨学金制度を創設するというのは今のところはなかなか難しいという認識でおります。

それから、医師官舎建設の検討ということもございましたが、今病院建てかえということで動いているわけですが、医師住宅に対する医師の好みも非常にさまざまでありまして、かつ民間でさまざまな物件があるということがあります。それから、独自で建設した場合は、管理のための維持費とか老朽化に伴う修繕費が相当かかるという理由で、総合的に判断して、現在のところは医師の希望に沿った民間のマンション等を病院で借り上げて、賃貸料を半額程度に下げて貸与するような方法をとっております。今年度からも医師の使用料の負担額を減らすなどの措置を講じておりまして、処遇改善に努めております。このような理由から、現在のところ建てかえ時に新たに医師官舎を建設する考えは持っておりません。ただ、研修医のための宿

舎があるんですが、これはかなり老朽化していますので、補強、改修をしなければならぬかなというふうには思っております。

それから、女性医師が非常にふえている話もありましたけれども、現在も米沢市立病院には研修医も含めて8名の女性医師がおられます。そのために、今利用されている方はおられませんけれども、保育所を24時間対応するとか、女性医師のための休憩所をつくったとか、そういうふうなことで、なるべく来ていただけるような方策をとっているところであります。

それから、医師の派遣が大学の医局だということで、どんなことになっているかということをお話しますと、医局からの医師の平均在職年数について聞きたいということがあったんですが、当院に在職している医師は、ほとんどが医局から派遣で来ております。年齢層とかは診療科によって非常に違いますけれども、大まかにお答えしますと、若手のお医者さんはおおむね1年から2年で異動することが多いです。それから、中堅からベテランの医師、40代の後半とか50代過ぎますと、大体そこで赴任という格好で、自己都合でいろいろやられている方以外には大体退職まで在職するという方が多くなるというふうな傾向があります。

それから、地元米沢市出身の医学生に対する声かけのことがありましたけれども、先ほども触れられましたけれども、平成16年度から医師は臨床研修病院において2年間以上臨床研修を受けることが義務づけられておまして、当院においても1人でも多くの臨床研修医に来ていただけるよう努めております。毎年、山形県や東北大の良陵協議会主催のガイダンス、これは研修医のためのガイダンスですけれども、あるいは今年度は3年ぶりに民間主催のレジナビフェア東京へ参加して、県内や関東圏の医学生を中心に当院のPRを行ってまいりました。また、ことしの1月から開始しました山形大学医学部

学生の広域連携実習として、1月から7月までの間18名の医学生を受け入れ、当院で実習していただくとともに、当院を理解していただき、興味を持っていただけるように努めてまいりました。そのうち、該当実習生からは来年度1名の臨床研修の希望が出されており、内定しております。そのほか、米沢市出身の医大生につきましても、来年度1名の内定が得られております。

医学生に対する声かけは、住所、氏名という個人情報にかかわって、なかなか聞き出せないのが実情なんですけれども、同窓会名簿や口コミなどを利用して、病院見学やガイダンスへの勧誘を検討しております。ただし、実情としては、最近の5年間で見ましても、米沢から医学部への入学者が非常に少ないです。2～3人から多いときで5～6人ということで、この辺が一番声かけするにしても非常に課題なのかなというふうに思っております。県の奨学金制度なんかもありますけれども、いずれにしても入らないことには何ともならないので、その辺も課題だろうというふうに私どもは思っております。

それから、病院の経営に対する医師確保ということは、これは良質の医療を提供するという意味はもちろんですけれども、収益を確保するという意味でも医師の招聘は最たるものと考えております。引き続き病院長、私も行っておりますけれども、市立病院に医師を派遣いただいている東北大学医学部、山形大学医学部、福島県立医科大学に直接お伺いして、各医局に強く要請するとともに、県においてもさまざまな医師確保策が講じられておりますので、県と連携を図りながら医師の招聘に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番（高橋義和議員） まず、市立病院の医師の確保策について2回目の質問をさせていただきます。

きたいと思います。

答弁のほう、市長が先に立ちましたので、市長が市立病院の医師確保についても一緒になって頑張るのかと思ったら、2番目のほうの答弁でしたのでちょっとがっかりしたんですが、先ほど1回目の質問で言いました中津市ですけれども、中津市には地域医療対策局が設けられています。これは病院の中にあるのかなと私は思っていましたら、違うのでした。中津市周辺にかかわる地域全体の医師確保や、市民病院と医師との連携を図り、県、周辺自治体、民間病院との交流を深め医療体制の充実を図ることを目的として、副市長直属の部署として創設設置したということで、病院ではなくて市長部局、市役所のほうにこの地域医療対策局が設けられているんです。

それで、医学生や臨床研修医等の奨学金等は、市立病院のほうでは金額的に難しいというふうな病院事業管理者からの答弁がありました。中津市や飛騨市、いずれの市もこういった奨学金、貸付金については一般会計から支出をしているようです。米沢市のほうもそのような考えに立って、今看護師のほうの奨学金については病院のほうで負担をしていらっしゃるんですが、大変看護師のほうと違って、医師の奨学金を設置する場合は、金額にもよりますけれども、かなりの金額になるというふうなこともありますので、一般会計としてこれは考えていくべきではないかと思いますが、市長部局としてどうなんでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 私のほうでは、健康福祉部ということで、市民全員の方の健康もお預かりしているというふうなところからの御回答ということにさせていただきたいと思うんですけれども、やはり私どもも医師会の皆様とお話して、また健康の現場におきまして医師の絶対数が足りないなというところは実感しており

ます。今、事例でお挙げになりました中津市の地域医療対策室、ちょっと私どものほうでもこういったところの実例というのは認識していないところなんですけれども、今御提案がありましたような市全体としての奨学金制度など、こういったところをちょっと詳しく認識していないところでもございましたので、そういったところも手法としてこれから勉強させていただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番(高橋義和議員) 先ほどの答弁で、芦川病院事業管理者のほうから山形県の奨学金制度ということでお話がありました。山形県で奨学金制度があるから、無理して米沢市としても持つ必要はないのではないかなともとれるんですが、米沢市民かどうかは別として、この県の奨学金制度、こういった制度を利用して山形県に残ってもらおうと、県としては人口5万人以下の自治体の病院に勤務してもらいたいと、そういった希望があるということも伝え聞いているんですけれども、そういうところについてはどうでしょうか、その件について把握している中でお答えいただければと思います。

○島軒純一議長 芦川病院事業管理者。

○芦川紘一病院事業管理者 私も正確に把握しているものではございませんが、全国の例を見ても、地域枠で奨学金をもらった人は県の意向でそういう医療過疎とまで言いませんけれども、そういう地域に行ってほしいという希望は当然あると思います。そういう奨学金をもらう人も、もともと山形県だったら山形県に残ってもいいなという人がもっているかもしれませんが、その辺の詳しいところはわからないんですけれども、ですから地域枠で奨学金をもらったから、今までとさま変わりしてお医者さんがどんとふえるかというのは、その辺はちょっと疑問な面もあるなというふうに私は感じております。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番（高橋義和議員） 最初の質問で述べた飛騨市のほうは、市独自の奨学金については結構充実しているようです。医師養成資金貸付事業ということで、入学時に30万円、修業期間月額20万円、6年を限度としてということで、この貸付期間の1.5倍の間飛騨市の医療期間で勤務すれば償還を免除というような制度になっておりました。

もう一つの中津市の場合は、6年間ではなくて期限を限定しています。募集については医大生については大学4年から6年生、または大学院生の間、またそのほかに臨床研修医についても貸付金制度ということで、それぞれ募集をしていました。中津市の場合は月額15万円ということで、ですから6年間とかそういった長期間でなくて、ある程度あと数年で勤務ができるという段階からの募集をしているようですけれども、そういった貸付金制度にすればお医者さんが集まるかと、やっぱりそれだけではないということはそのとおりだと思います。

先ほど言ったように、中津市のほうでは、お医者さん確保の取り組みとしていろいろなことをやっているようです。1つは、広域医療圏での協力ということで、医療圏内24万人の住民が安心して生活が送れるように広域的な地域医療体制を確立することを目的として中津市民病院広域病院圏対策研究協議会を発足、また魅力ある病院建設ということで、お医者さんも新しい病院であれば非常に魅力的だということで集まってくるということも事実であります。そういったこともありますので、米沢市立病院、平成30年度に診療棟のオープンをさせたいという気持ちはあるということですけれども、財政的な裏づけが今後必要なんだということも一方では言われています。やはり、これは病院だけではなくて、市長のほうもこの病院建設については一緒になって考えていっていただきたい問題ですので、ぜひ魅力ある病院を建設してお医者さん

が来てくれるような、そういった体制をつくっていくためにも、きちんと計画どおりに病院建設が進んでいくようお願いしたいと思います。

それから、医師処遇改善ということで、中津市のほうでは分娩手当の新設や住居手当、時間外手当及び初任給調整手当の見直しのほかに助産師業務拡大などの処遇改善を行うとともに、医療秘書の導入なんかもして、お医者さんのいろいろな負担軽減につなげているということで、中津市では医療秘書の導入をしているということです。

それから、あとは院内保育所、先ほど病院事業管理者からありましたけれども、驚いたことに、大学の医局への医師派遣依頼の取り組みですけれども、これは病院事業管理者だけではなくて、中津の市長も行っております。これは、平成21年3月に出た中津市民病院の改革プランの資料ですから、ちょっと古い資料になりますけれども、市長、病院長などにより、平成18年7月から、これは21年3月の改革プランの答申になっていますから、多分2年間の間だと思います。平成18年7月から病院長、市長両氏によって130回以上にわたり大学医局や医療機関等を訪問し、医師の派遣依頼を行うと。ですから、本当にお医者さんに来てもらいたいと思えば、やっぱりこれだけの努力をしているというようなことを認識していただきたいと思いますし、先ほど若干触れましたけれども、全国の中津出身の医師に中津市の現状を説明して支援を依頼する文書を発送、平成19年に76名に発送、平成20年には80名に2回目の発送ということとか、求人広告、中津市民病院のホームページ、大分県のドクターバンクおおいた、日本医師会の行う女性医師バンクなどや、全国自治体病院協議会の求人求職支援センターへの登録など、こういったこともやっていますし、いろいろな取り組みをやっているようです。ですから、やっぱり米沢市立病院もお医者さんが足りないわけですから、こ

のようないろいろな取り組みをやっていただきたいと思いますし、まず市長のほうも企業誘致だけのトップセールスではなくて、お医者さん確保のためのトップセールス等も考えていただきたいし、奨学金制度等も踏まえてやっぱりもっと、今事業管理者は芦川先生になっていますけれども、その前は市長が病院の責任者だったわけですから、やはりそういった米沢市のトップ、責任者として、病院のことも一緒に考えていただきたいと思いますので、もう一回奨学金制度とかいろいろな医師確保のためのトップセールス等について市長の考えをちょっとまず先にお伺いしてから、市立病院のほうのお医者さんの確保についての考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 医師確保に対する対策は、基本的なものについては、先ほど病院事業管理者が申し上げたとおりだというふうに思っています。ただ、市長の立場として個別に医師確保のために、米沢以外で活躍されている方、仕事につかれています方にお尋ねするとか、そういうような活動も心がけてしていかななくてはならないというふうに思っています。

○島軒純一議長 芦川病院事業管理者。

○芦川紘一病院事業管理者 医師に対する処遇とか何かいろいろおっしゃいましたけれども、議員が仰せになったようなことは、大抵のことはやっています。いろいろな手当も含めて、分娩手当とか何かも含めて。それから、秘書と言いましたけれども、メディカルクラークというもので、米沢市立病院は相当な人数を配置しております。これもそうです。それから……（「医局訪問」の声あり）医局訪問は、大学3つあって医局も非常に多いものですから相当大変なんですけれども、これもまめに行っております。ただ、行って言われることは、やはり米沢出身のお医者さんが少ないんですよ。どこの医局でも

若い人は非常に少ないです。先ほどいろいろ研修制度とか何かのお話から出ましたけれども、医局にいる人というのは非常に少ないです。例えば、山大を例に出しますと、毎年1人ぐらいしか入っていないですから、そうすると山大の意識としては、米沢のほうから若い人が来ているという感じは全くないですね。ですから、「毎年三、四人ぐらいいれば全然違うんだがな」とあからさまに言われることはありますね。ですから、そういう意味でも、やはりいっぱい送り込めるような体制も、これは長い目で見てだと思いますけれども、非常に大事だと思います。ですから、今米沢市立病院のスタッフを見ても、米沢出身の人が非常に少ないです。ですから、これは委員会とか何かで何回も申し上げましたけれども、米沢以外の方が米沢市立病院で働いているというのが実情なので、これは病院そのものとか、まちそのものとかに魅力がないと、今の若い人は医局の命令ですぐ動くというあれはないですから、自由に動ける体制になっていますので、逆に言うと非常に辛い立場ですけれども、でも地道に長い目でやっていくしかないのかなというふうに思っております。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番（高橋義和議員） では、ちょっと最後に24時間巡回型の介護サービスについてお伺いしますけれども、最初の答弁の中で、米沢市内小規模多機能型居宅介護なり複合型サービス、9事業所があるということですが、その中で正式な24時間巡回型とか訪問サービスにはなっていないかもしれませんが、それに近い巡回型サービスをやっているのは9事業所のうちまだ1事業所だというふうにお伺いしているんですけれども、この9事業所について米沢市としては、国の言う24時間巡回型サービスとはちょっと違うかもしれないけれども、9事業所の巡回サービス、こういったものを充実していきながら、自宅で介護や医療、看護を必要と

する方の対応を進めていきたいという考えだということでもよろしいのでしょうか。それについてもう一回お願いします。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 具体的に巡回を行っている事業所の数というのは、ちょっと手元に資料がないので今お答えはできないんですけども、今議員お述べになりましたとおり、やはり背景的にはこの後の団塊の世代の方を在宅介護としてどのようにサービスを行っていかなければならないのかというところを基本的に考えた場合、議員お述べになったとおりでございます。したがって、それに対して今後県でもモデルとして出しているような、今度は夜間の部分、こちらのほうを事業所さんのほうにもお伺いしながら、具体的にはこの次の計画の中で検討していく部分にはなるんですけども、その必要性は十分認識しておりますので、そういったところの実効性も含めながら考えていかなければならないというふうに思っております。

○島軒純一議長 高橋義和議員。

○22番（高橋義和議員） 最初の答弁の中で市長が述べていましたけれども、米沢市で事業を行っているその小規模多機能型居宅介護の事業所の方、県としてはこの事業だけでなく、プラス安心サービス提供型ということでプラスアルファをしながら、山形県方式の24時間サービスという形で推し進めていきたいという構想を持っているわけですので、今部長からあったように、今後の介護保険の政策の検討を進める上で、県のいろいろなサービス、こういった検討をしているということを想定しながら、米沢市の今事業を行っている事業者の方に対しても、こういったプラスアルファのサービスの可能性はどうですかということをぜひいろいろ情報提供なり意見交換をしながら進めていって、米沢方式の24時間サービスができるように進めていっていただきたいと思います。もう一回その点につい

て、最後に答弁をお願いしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 こちらにつきましては、議員お述べのとおりです。一つきっかけになるのは、今現在本市でも行っております安心電話というふうな制度がございます。こちらのほうの御利用の方もいらっしゃいますので、モデル事業の中ではその安心サービスの中の一つのキーワードの中に、お互い電話でやりとりするという部分がございます。ですから、これをうまくリンクさせてはどうか、などというふうなところも考えられます。いずれにしても、こちらのモデル事業があるということで、業者さんのほうにも紹介しながら、事業のほうの充実を図っていきなというふうに思っているところであります。

○島軒純一議長 以上で22番高橋義和議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

多くの傍聴席の皆さんの御協力に感謝します。

ありがとうございました。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市農業の振興策について外1点、3番高橋嘉門議員。

〔3番高橋嘉門議員登壇〕（拍手）

○3番（高橋嘉門議員） 明誠会の高橋嘉門です。

ここ立て続けに交通事故がありまして、きのうも私の近くで発生ということで、夕方の薄暗くなって高齢者が横断なり、また夜間の横断、多発しておりますので、交通事故については本当

に常日ごろ気をつけるという思いはあるわけですが、テレビで言うておりましたが、なれた場所ではやっぱり油断してしまうというか、事故が起きるというふうなことを聞きましたので、そのことを含めながら、大変被害者も加害者も悲惨な状況を招くということで、また引き締めながらといいますか緊張しながら、高齢者に声をかけて事故のないようにということで、まずきのうそんな事故がありましたので一言申し上げたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

本市の農業の振興策についてということで、3点ほどお聞きします。

ことは全国的に自然災害に見舞われ、特に台風被害が猛威を振るいました。しかし、本市は台風の被害は少なく、米の作柄は103でやや良となり、果樹、野菜、畑作などは、梅雨の長雨となりましたが、その後好天に恵まれ持ち直したと聞いております。特に、米においては品質がよく、つや姫の1等米比率は99%を超え、他の品種も高品質な米が生産されました。

しかし、米の需給バランスからいって、豊作と素直に喜べず、人口減少や食の多様化によって消費の減少は著しく、持ち越し在庫は拡大しまして、来年の6月末まで米穀年度と言いますが、26万トンということで、大変在庫がふえたということで米余り状況にあります。来年の生産調整は拡大する見通しとなってきております。現在、本市は34%ぐらいの減反といいますか転作をしておりますが、来年は4～5%ふえて40%近くなるというふうなことでございます。

そして、政府は40年以上続けた生産調整、減反政策を5年後に廃止するという農政の大転換を打ち出しております。また、TPP交渉も大詰めを迎え、農業分野における関税の撤廃を強く迫られております。政府自民党の、国益を守り、重要5品目は絶対に譲れないという政権公約、国会決議も危うい状況に来ております。

このようなTPP交渉や減反廃止など、国の農政が大きく転換されようとする中、現場の農村では高齢化、担い手不足、耕作放棄地の解消など対策が進展していない現状にあります。

そこで、この農政の大転換期に、本市農業の現状を的確に把握し、再認識しながら現状を踏まえた対応策をとっていかねばならないと考えます。

そのような中で、農業の現状認識と課題について伺いいたします。

まず、本市の農業産出額の現状ですが、農業センサスが個別の調査といいますか、市町村ごとになり個別の作物ごとの調査がなくなったということで、平成18年までの農産物出荷額という数字しかないわけですが、平成18年は73億8,000万円ということでございます。その中で、現在の直近の米・畜産・野菜などの本市の産出額はどのようになっているのか伺いいたします。

農家戸数は、平成7年2,700戸ありましたが、平成22年は約1,000戸減少して1,800戸余りです。ですから、現在は恐らく1,700、1,600という数字ではないかと考えますが、しかし専業農家は平成17年には150名、平成22年には250名ということで増加しております。その実態は、規模拡大が進んでいるように見えますが、農家の実情、実態について農林課のほうでは分析されているのか、農家戸数、経営面積、経営内容についてどのようになっているのか伺いいたします。

今、全国的に農業者の高齢化が深刻化しております。本市の現状はどうでしょうか。地域の担い手となる経営体を育成し、農地の集積を図るため、「人・農地プラン」の作成が進められておりますが、2年目となり経営転換交付金、つまり農家を離農して農家に貸すという形なんです。その対策交付金が24年度は390万円ほどになっておりますが、内容として戸数とその面積は規模拡大につながっているのか伺いいたします。今後の見通しはどのようになっているか

も含めてお伺いします。これまでの後継者育成対策は新規就農につながっているのか、効果が上がっているのかも含めて質問いたします。

40年以上も続いた米の生産調整・減反政策を5年後に廃止する政府の方針が示されましたが、現在の転作に参加を促して米の過剰作付を解消してきたという部分もある戸別所得補償が廃止され、来年は半額なんです、廃止されますが、これまで転作作物に取り組んできた地域営農組織や集落の担い手がどのように今後営農活動に影響されるのか、また過剰作付による米価の下落が懸念されますが、そのことについてどう捉えているのかお伺いいたします。

ことしから本市農業の将来を描く「農業振興計画」策定に取り組まれておりますが、このたびの農政の大転換は策定にどのような影響があるのか伺います。

本市農業の振興にとって、高品質な農産物や生産技術、そして優秀な営農経営者を生み出していくことは重要なことです。そこで、高い技術力を持つ農業者への顕彰制度は考えられないかお伺いいたします。本市では、ものづくりという中で技能功労者という制度がございます。農業分野での将来に向けた一つの技術の高い高品質なものの生産、そして特産物の生産とか、また経営的にすぐれ、そして地域活動なりに貢献のある方々への顕彰制度について考えてはどうかお伺いいたします。

次に、食育推進と学校給食への農産物の供給システムについて伺います。

食育基本法が平成17年に施行され、米沢市でも平成23年に基本計画が策定されました。平成27年までの5年をめどに推進計画が実施されております。

今世界的な和食ブームと言われております。けさ方もユネスコ無形文化遺産で「和食」が認定されたというニュースがございました。また、国内ではB級グルメのB-1グランプリ等で、

地方発信の庶民的なグルメブームとなっております。そして、本市では来年栄養大学が開校される。

このように、食や食育について市民の関心・意識を高めていく絶好のチャンスではないかと考えますが、そこで日本型食生活と米沢の食材について考えを深めて、積極的に食育推進に取り組むお考えはございませんか。そして、健康意識が高まる中、地元の食材、地産地消をより進めていくことが地域農業、また本市の農業の振興につながっていく一つの基礎となるものだと考えますので、その点についてお伺いいたします。

食育基本計画が策定され、その中で欠食率・肥満解消・メタボ認知度など10項目の数値目標が設定され、現在食育推進が進められております。3年目を迎え、数値目標の改善に向けた取り組みとその検証作業はなされているのかお伺いいたします。食育に対する市民の関心度も、目標では90%の市民が関心を持つというふうなことの目標が掲げられております。このことについてお伺いいたします。

学校給食への地場食材の供給は、米で置賜産はえぬき100%、平成20年の数字ですが、野菜は26.6%、果実は23.8%となっておりますが、現在の状況と供給システムは構築されているのかお伺いいたします。

また、食育推進モデル校という設定がございますが、私の認識ですと、以前には地産地消推進モデル校ということであったような記憶があるんですが、20年ほど前は、JAが合併する前は支店ごとにある程度校区の中で食材の確保なり、また関係者とのいろいろな連携によって食材供給が進められたような記憶がございますが、現在の状況について地産地消推進モデル校ということについてどのような状況かお伺いいたします。

3つ目、きのうも議論がございましたが、新設

の「道の駅」を農業振興につなげるにはということでお伺いいたします。

今、道の駅構想検討委員会が開催されております。議事録をいろいろ見せていただきましたが、きのうの議論と同時に場所・規模・機能そして基本コンセプト、また米沢市といいますか何を発信していくのかというところについて、まだ到達していないようでございますが、きのうの議論の中で、市民の御意見を聞くということがございましたが、市長は図書館・文化施設の議論の中では、理想的な町なかの図書館について熱弁を振った記憶があるわけですが、その辺市としての方向性をやっぱりある程度示しながら、検討委員会の中で検討いただくということも大切なということが、きのう中村議員がおっしゃられておりましたので、ぜひその辺お伺いしたいと思います。

そういうふうな中で、本市の産業振興、農業だけではないわけですが、地域活性化につなげるにはやっぱり農産物や特産品は重要なセールスポイントであります。農産品などの農業にかかわる分野について、検討委員会では議論されているのかお伺いいたします。また、ほかの道の駅では、農家レストランや直売などがにぎわいを生み出しているように見えます。そういった中で、本市の何を売っていくのかというポイントとして、やっぱり運営主体について少し、検討委員会等の中でもそうなんです、きちんと方向性を出していく時期であると考えますが、どうでしょうか。

2番目、地籍調査に対する取り組みについて。

来年度から事業開始されるという計画でございます。地籍調査事業の準備作業は進んでいるのかお伺いいたします。土地の戸籍と言われる行政事務の基礎資料として、土地利用やまちづくりに有効な事業でございます。公共用地の適正管理や、災害時における迅速な復旧作業へ取り組むことができますし、また民間においても境

界をめぐる紛争の防止や、土地取引の円滑化、資産の保全、そして何よりも公的な資金の中で土地の確定をしながら資産を管理していく、これは大変将来に向けて重要な事業と考えます。ただ、大変息の長い事業になるものと認識しておりますが、将来にわたりこの事業を進めていく上で、ことは準備期間と聞いておりますので、その辺準備がどの程度なのかお伺いいたします。

置賜の中でも事業が進展しているのは長井・高畠が50%近く進展しております。本市では、他市町の事業について参考にしているのかどうか伺います。

事業着手に向け、実施計画や体制の整備、手続は進んでいるのかお伺いいたします。

あと、なかなか地籍調査によって税金、固定資産税の強化といいますか、そういったことにとられがちですが、その辺実施地域の住民説明等も含めてなされようとしているのか、そしてどのようにされるのかお伺いいたします。

そして、将来どのようなペースでこの事業を進めようとしているのか、まず来年がスタートの時期とお伺いしておりますが、その準備体制について、進捗状況について質問させていただきます。

以上です。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋嘉門議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、本市農業の振興策についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、農業産出額の現状についてお答えします。

本市の農業産出額につきましては、これまで国の農林水産統計年報を用いて把握していましたが、平成19年度以降、国では市町村ごとの数値

を公表しておりませんので、今回お示しする数値につきましては、平成24年度末におけるJAや青果市場等の取り扱い数量や家畜の頭数等から推計したものであり、今後本市の農業振興計画を策定する上で、さらにこの数値については精査を行う予定でありますので、あらかじめこの点御了承をいただきたいと思います。

平成24年度末における部門別の産出額は、米が34億1,000万円、野菜が9億400万円、果実が3億6,000万円、花卉が1億7,000万円、畜産が18億8,100万円で、豆類等を含め、合計が68億6,500万円と推計しており、部門ごとの割合は第1位が米で49.7%、第2位が畜産で27.4%、第3位が野菜で13.2%となっています。

平成18年度と比べ、米についてはほぼ横ばい、畜産については微増で推移しておりますが、野菜等の園芸作物については、農業者の高齢化や景気の低迷による価格の落ち込みもあり、生産振興を図っている品目では伸びが見られるものの、全体としては2割程度減少しているのではないかと推計しております。

次に、農家数の推移についてお答えします。

農林業センサスの結果では、平成22年現在の本市の総農家数は1,806戸で、5年前の平成17年に比べ197戸、率にして9.8%減少しております。内訳では、販売農家数が1,201戸で、平成17年に比べ234戸、率で16.3%減少し、自給的農家は605戸で、平成17年に比べ37戸、率で6.5%増加しています。

また、販売農家1,201戸のうち、専業農家は250戸で、平成17年に比べ100戸、66.7%増加し、第1種兼業は220戸で、平成17年に比べ171戸、43.7%の減少、第2種兼業も731戸で、平成17年に比べ163戸、率で18.2%減少しています。

続いて、規模拡大の現状と主な取り組み事例についてお答えします。

農林業センサスによる経営規模別農家数の推移を見てみますと、10ヘクタール以上の農家は、

平成12年には28戸でしたが、平成17年には35戸、平成22年には71戸と着実に増加しております。

これは、平成16年産米から国が米政策の抜本的改革を打ち出し、水田農業構造改革交付金等の国からの支援もあって、水田農業の規模が拡大されてきたことによるものと考えております。

現在、20ヘクタール以上の水田を経営する農業者は、個人で6人、法人で1経営体となっており、経営内容は水稻に加えて大豆、ソバ、エダマメ、飼料作物等の水田を活用した土地利用型の作物作付が主体となっております。

市内には、9つの大豆、ソバの作業受託組織があり、大豆やソバの作業を委託できる体制が整っておりますので、個人での大規模経営も成り立つものと考えております。

次に、新規就農者や農地集積に対する支援についてお答えします。

平成24年度から、国では地域農業の担い手と農地の効率的な活用に焦点を当てた施策を行っており、本市でもその推進のため「人・農地プラン」を策定し、そこに位置づけられた新規就農者や地域農業の中心となる農業者に対して農地を貸す方に、国からの交付金を交付しております。

その実績について述べます。初めに、新規就農者に対する青年就農給付金ですが、これは独立して就農する場合や親元就農であっても独立した部門経営を行う方が対象で、就農当初の経営が安定しない時期を支援するものです。最大で年額150万円を5年間交付するものであります。平成24年度は対象者が3人で、交付額は450万円でした。翌年の平成25年度は、平成24年度から継続して交付される方が3人、新たに対象となる方が2人、合わせて5人に対し750万円を交付する見込みであります。

次に、農地を貸す方へ交付される農地集積協力金について述べます。御自分の大部分の農地を貸し付ける方へ交付される経営転換協力金につ

いては、平成24年度は7人に合計390万円を交付いたしました。平成25年度は21人が対象で、1,070万円を交付する見込みであります。

続いて、農業従事者の高齢化の実態についてお答えします。

これまでの農業センサスの結果を見ると、平成12年から農業就業人口に占める65歳以上の割合が50%を超えてきており、平成22年の調査では58%を占め、さらに70歳以上の人については45%を占めている状況となっております。

平成22年調査の販売農家の農業就業人口の平均年齢は65.2歳であり、5年前の平成17年の平均年齢62.7歳と比べ、5年間で2.5歳上昇しております。

次に、減反政策廃止による本市への影響と今後の見通しについてお答えします。

現在検討されている新たな水田農業政策については、新聞・テレビなどで連日、減反政策の廃止と大きく報じられ、生産現場に大きな不安と不信が広がっています。平成29年度までは国が生産数量目標を配分する方法を継続し、平成30年度を目途に、生産性や集荷業者・団体が主体の生産調整に移行していくものであり、今後も引き続き米価の安定を図るための生産調整対策は継続されることになります。

検討中の新たな政策ですが、現行の経営所得安定対策の見直しと、農業の多面的機能に着目した日本型直接支払制度の創設が大きな柱となっています。経営所得安定対策については、米への直接支払交付金が現行の10アールあたり1万5,000円から7,500円に減額され、平成29年度までの時限措置となること、米価の下落補填対策が平成27年度から認定農業者などの担い手に限定した生産者の抛出が伴う制度となり、将来的には農業経営全体に着目した収入保険の導入を目指すこと、平成26年度から飼料用米、米粉用米の助成単価を手厚くし、数量払いにより農家の努力を反映する仕組みとすることや、転作物

物の産地づくりを目的に地域が自由に活用できる産地交付金を拡充し、水田の全面利用による生産調整の実効性を確保することなどが主な改正点となります。

これらの改正による影響については、制度の詳細が示されていないことや、経過措置等により一定年数経過後に影響が出るものであり、現段階では明確な予想はしがたいものの、平成26年度から米の直接支払交付金の半減によって、本市では1億5,600万円の減額となり、農家所得に大きな影響が生じること、平成27年度から米価の下落補填対策が認定農業者などの担い手に限定されるため、その他の農業者には米価下落時の補償がなくなること、これらの影響により生産調整に参加しない農業者が増加し、米価の下落が心配されること、平成30年度以降、生産者や集荷団体が主体となった生産調整に円滑に移行できるかどうか、などの点が心配されます。

一方、担い手に有利な制度となることから、農地中間管理機構を通じた農地集積による規模拡大や経営の合理化などが進展し、競争力のある安定経営につながることで、地域が自由に活用できる産地交付金が拡充されることにより、転作物による産地づくりを進めることができること、需要が見込まれる、これは餌ですが、飼料用米、米粉用米については、販売先、運搬、加工処理などの課題が多いものの、既存の稲作技術や機械設備をそのまま生かし、手厚い支援により水稻以上の所得を確保できることなどが期待されます。

今後は、新たな政策を最大限活用しながらも、国の政策だけに依存するのではなく、これまで進めてまいりました稲作を基本に野菜や果樹などの園芸作物、米沢牛を初めとする畜産を組み合わせた収益性の高い農業経営をさらに伸ばしていくほか、消費者の要望に応じた生産体制の構築、学校給食への供給など、地産地消の拡大、農商工連携による付加価値の創出、再生可能エ

エネルギーを活用した周年農業など、地域特性を生かしたさまざまな取り組みを展開することで、多様性と持続性のある足腰の強い農業経営の展開に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、農政転換を踏まえた本市農業振興計画の策定についてお答えします。

本市農業振興計画の策定につきましては、平成25年度に本市農業の現状把握と課題の整理・検証を行い、平成26年度に国・県・各団体等の諸計画とも整合性を図りながら、さまざまな分野の方の意見を十分に反映した農業振興計画書を策定したいと考えております。

このたびの農政転換を踏まえた新たな対応としては、多様な担い手の育成・確保、「人・農地プラン」で徹底した話し合いによる農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積や地域内での農地の利用調整、日本型直接支払いを活用した活力ある農山村の維持、生産者の努力に加え使える施策を全て利用しての所得の拡大などを検討していくことが必要ではないかと考えております。

次に、農業分野における技能功労者表彰制度の創設についてお答えします。

長年培った経験や創意工夫に富む技術開発などにより卓越した生産技術を持つ農業者が、高齢化などにより年々減少しており、後継者や地域内での技能・技術の継承が困難になりつつあります。このため、すぐれた農業者を顕彰することは、高い生産技術を広く紹介・普及するとともに、農家の士気高揚にもつながるものであり、本市農業・農村の振興発展にも好影響を与えることが期待されますので、本市独自の表彰制度への創設について検討していきたいと思っております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、本市農業の振興策についてのうち、食育推進計画における数

値目標の達成状況についてお答えいたします。

米沢市食育推進計画は、平成23年3月に策定しましてから事業を進めてまいりました。その中で、10の数値目標を掲げております。この数値目標は、平成18年3月策定の「米沢市民健康づくり運動計画書（おしよしな健康よねざわ21）《中間見直し版》」の現状値をもとに、平成27年までの目標値を設定しているものです。

今年度「米沢市民健康づくり運動計画－おしよしな健康よねざわ21－（第2次）」の策定に当たり、食育推進計画に記載の数値目標についても評価をいたしました。その中で主なものは次のとおりであります。

1つ目は、小中学生の朝食の欠食率ですが、平成27年までの目標値をゼロ％としておりますが、昨年のアンケートでは、小学生で平成17年の現状値1.7％が0.5％に、中学生で11％が7.5％にそれぞれ改善しております。

2つ目は、肥満者の割合です。小中学生で改善傾向にありますが、成人では改善されておられません。

3つ目は、1日当たりの野菜摂取量ですが、当時の現状値279グラムが320グラムと増加し、目標値350グラムには届かないまでも改善されております。

4つ目は、食塩の摂取量が10グラム未満の割合ですが、目標値50％に及ばず、県民健康・栄養調査の数値であります11.8％となっております。

この結果とともに、ことし8月関係各課に食育推進計画の施策の取り組み状況を調査したところ、食育推進計画の5つの基本的な施策を実施するために掲げました主な取り組み37項目、事業名で88事業を関係各課で実施しております。これらにつきましては、食育推進協議会においても報告し御意見をいただいております、今後とも事業の推進を図ってまいります。

また、食育に関する市民の関心の高まりにつき

ましては、ただいま申し上げました関係各課で実施しているさまざまな事業の中で、例えば米沢鷹山大学や各地区コミュニティセンターでは、講座の名前で「子育てママ応援」や「食生活改善推進員養成講座」などがあり、参加者も多いとお聞きしております。一方、保育所では、保育所の入り口に毎日の給食見本を展示し、登園のとき保護者の方へ乳幼児に適した食事に関する情報を提供しており、家庭での食事づくりの参考にしていただくなど、家庭における食育推進に寄与しているものと考えます。

さらに、今年度の新規事業として、幅広い年代層に対し食育に関心を持っていただくように、1話30秒ほどの「アズマンジャー食育物語」を制作しニューメディアで放送しており、好評を得ております。アズマンジャー自体が米沢の味ABCをモチーフとしており、食育との親和性が高いと思われます。当初3話を制作し放送しておりますが、続編3話についても間もなく放送する予定です。なお、食育推進計画につきましては、平成27年度までとなっておりますので、来年度はアンケートなどを実施し、具体的な数値や市民の関心の高まりなどにつきましてもさらに詳しく検証し、新たな計画策定に向けて準備を進めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、1番の本市農業の振興についての質問のうち、学校給食における地場農産物供給システムの現状についてと、道の駅についてお答え申し上げます。

初めに、学校給食における地場農産物供給システムモデル事業の概要についてお答えします。

この事業は、生産者組合、米沢青果株式会社、青果商業組合、学校及び学校教育課と農林課が連携し、事前に指定した地場産野菜について円滑に学校給食に供給し、学校給食における地産

地産の拡大を図ろうとするもので、今年度で3年目となります。

このシステムのメリットとしましては、大規模校にも地場農産物の供給が可能であること、米沢青果株式会社で注文のあった学校の数量を一括確保するため、品質のばらつきが出にくいことが挙げられます。

初年度となる平成23年度は、寒中キャベツと寒中ネギの2品目、平成24年度は、新たにキュウリなど5品目を加え7品目、平成25年度は、新たにピーマンなど2品目を加え計9品目で取り組んでいます。

次に、導入成果についてお答えします。

モデル事業を導入する前の平成22年度の本市の学校給食における置賜産野菜の使用率は29.5%ですが、平成24年度では32.2%でありますので、2.7ポイント伸びております。

なお、今後に向けては3つ考えられます。1つ目として、求められる品質に応えた農産物の安定供給、2つ目として、規格に沿った農産物の納入、3つ目として、関係者でのさらなる情報共有が課題となっておりますので、関係者との協議を行いながら事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、道の駅を活用した農業振興を図る方策を考えているのかについてお答え申し上げます。

道の駅につきましては、現在、米沢市道の駅基本構想検討委員会で、道の駅のコンセプトを初め、規模及び構造、さらには施設管理や運営等について検討していただいているところであります。

道の駅は、地域の交流拠点、産業の拠点として重要な役割を果たしており、特に農産物直売所、農産物加工、地元農産物を使ったレストランは、道の駅の運営を牽引しており、これ以外にもさまざまなアイデアを生かして、地域産業全体の活性化を見据えた道の駅を整備する必要があると考えております。

委員の中には、農業関係者の方もいらっしゃると思いますので、いずれ豊富な経験や知識をお持ちの皆様でありますので、農業振興に資するような夢のあるアイデアを出していただきながら、検討委員会において議論を重ねていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2つ目の地籍調査に対する取り組みについてお答えいたします。

地籍調査事業につきましては、平成27年度から現地調査に入るべく準備を進めているところでございます。今年度から担当部署を農林課から財政課へ移管し、担当職員を研修に参加させ、専門的知識の習得に努めているところでございます。全体計画の作成も行うつもりでございます。また、平成27年度からの事業再開に当たり、その前年度には国において、測量の基準となる基準点を設置してもらう必要があることから、設置要望を行ったところでございます。

さらに、地籍調査を円滑に進めるために必要な専用のシステムを平成26年度に導入すべく検討を行っております。導入後は法務局から公図や登記簿のデータの提供をいただき、所有者等の調査や実測図等の有無について事前調査に着手する予定でございます。ただ、本市の場合、冬期間等の積雪によりまして現地調査が不可能となることから、こうした期間を考慮しながら、境界立会が円滑に実施できるように準備したいと計画しているところでございます。

どのような地区から着手するのかにつきましては、地域区分として都市部、それから農村部、そして山間部の3つに区分することができますが、本市としては昭和39年に休止して以来の半世紀ぶりの再開となります。したがって、職員を初め委託業者においても経験がない中での実施となるものでございます。お互いに勉強しな

がら事業を推進していかなければならない環境にあることから、3つの区分の中でも着手しやすい農村部からと考えているところでございます。なお、置賜地域の例を挙げられましたが、県内の大半の市町村におきましても、圃場整備が行われた隣接地域からの着手となっている状況もあります。こんなところを検討しながら進めているところでございます。

それから、事業推進におきまして、事業説明会ではありますが、その後の混乱を防ぐためにも非常に重要なものと考えております。できるだけ多くの方に参加していただけるよう、開催日時の設定や回数をふやすなどの措置を講じまして、調査の目的とメリットを十分説明しながら御理解をいただきたいと考えているところでございます。

それから、年間の事業規模であります。現段階では職員数や予定額が決定しておりませんので、具体的な数字は申し上げられませんが、仮に担当者4名で残りの調査面積を行うとすれば、完了するまでに林地を除いても50年ほどかかるという計算になります。事業期間が相当長期にわたることになります。したがって、できる限り委託化を推進するとともに、担当職員数の見直しなども含めまして随時全体の期間短縮を図っていききたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） 大変丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、農政の転換ということでもいろいろあったわけですが、政権交代ということもありますが、当然地域のといいますか、地方の産業の基幹であるということの観点と、集落の存続といいますか、そういったことが地方の課題なわけですが、そのような中で、農政の転換については、当然市長から答弁いただいた中であるわけですが、県知事が素早くコメントを

出されたという中で、やっぱり山形県の実態を踏まえて影響はどうあるのかということ、ちょっと答弁ありましたが、市長としても高齢化する現状、そして特に中山間地については、その後継者ということと同時に農地の荒廃というようなこともいろいろあるわけですが、その辺米沢市の地域性といいますか、現状に合った政策的な部分で、国の手が回らない部分について、当然市で考えていくというふうなことが必要かと思いますが、その辺については今後の推移を見ながらどうお考えなのかお伺いしたいと思います。市長にお伺いします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 基本的には、農地の集約が進んでいって、特定農家が大規模になっていくわけですが、でもそれが全てということにはなっていない、やはり家族的な経営でやっているような小さい農家なども小さい面積でそれなりに残っていけるようにしなくてはいけないというふうに思っています。そういう意味でも、道の駅の役割は大きいというふうに考えています。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） ぜひ米沢市の中だけではありませんが、農業が、やっぱり今言われている6次産業に向けての広がりといいますか、そういったことも含めてじっくり農業関係者とお話しできるような機会をつくっていただきたいなと思います。

あと、戸別所得補償の中でいきますと、小規模農家にも転作への協力なり、また生産調整に協力いただくという中で進められてきましたが、今回戸別所得補償は5年後に廃止されますが、認定農業者に対する施策が、まず民主党の以前もそうだったんですが、認定農業者に対して施策を重点化していくのが今の施策かなと思っておりま。そういった意味では、認定農業者が実際現実高齢化している、そういう中で、ちょっと年齢も延ばしたという経緯も聞いておりま

すが、その辺実態を踏まえて、経営のモデルといますか営農モデルについて、今後認定の一つの要件として変化があるのかお伺いいたします。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 認定農業者の営農モデルにつきましては、主に稲作を基幹作物として畑作、果樹、畜産などを組み合わせた複合経営をモデルとしておるところでございます。国の政策を見ながら、営農モデルの見直しを今後行ってまいりたいと考えておりますが、例えば、新たな水田農業政策の目玉でもあります飼料用米などを取り入れてはどうかというふうなことも考えておるところでございます。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） ただいま飼料米の話が出ましたが、きょうのニュースで、NHKの調査では41個人・団体のようでしたが、飼料米については5割ぐらいの人が取り組まないというふうなことが出ておりました。それで、山形県では、去年1,700ヘクタールという話で、今度は3,000ヘクタールというふうなことを出しておりますが、それで、例えば米沢牛の飼料に米をどのぐらい配合できるかというか、和牛なんです。全国的な数字でいきますと13%程度、ただ養豚とブロイラーとか鳥には結構多く配合されるということなんです。その辺需要について、やっぱりある程度確保しながら進めていく必要があると思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 主食用米から飼料用米への転作を促す制度であります。飼料米への転作は、補助金の拡充を促しているというふうに考えております。農業者の選択肢になるわけですが、いい方向に進んでいくのではないかなというふうには考えておりますが、やはり養鶏や養豚等の面でも需要はあるというふうには考えて

おります。価格面では、外国産とのバランスの問題も懸念されるというふうに考えているところでございます。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） ぜひ、今後推移を見ながら、現場に不安なり、また営農が困難な状況にならないように努力いただきたいと思います。

あと、集落の施策なんです、中山間地域等直接支払交付金事業というのが米沢市では実施されておりますし、また大規模化に進むにつれて、水路の管理であったり、除草、草刈り等の関係については、大変規模が大きくなるとおそろしくなるということがございます。それで、農地・水の環境保全事業が今やられております。18組織あるわけですが、その辺私として思うのは、大変この事業は有効であり、本市のような中山間地があったり、また河川の上流部においては大変細い河川もあったり水路があるという経緯を踏まえ、こういった事業について、当然大規模化と同時に管理しやすい整備、これについて重要性があるのかなと思っておりますが、その辺農地・水等の今後の耕作放棄地とか中山間地の農家がいなくなるというふうなことを含めて、農地が荒廃していくということを考えますと、この辺の存続に向けた考え方はどうでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員お述べの制度については、枠組みについては維持しながら継続されるものというふうに受けとめておるところでございますが、やはり高齢化や人口減少などにより、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じている地域がふえてきていることや、環境保全型農業の充実も大きな課題でありますので、これらの政策を積極的に活用しながら、集落ぐるみの活動により農地や集落を維持、発展していけるような支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） それでは、給食の供給システムですが、大変考えているよりはいろいろ組織、システム構築に努力されていると感じました。

それで、私たち議会報告会をしたときに、この状況が余り把握できなかったので答えられなかった経緯がありました。それで、やっぱりもう少し給食を受けている子供たちの父兄とか保護者とか、また市民の方に、こういうふうな形で食材を供給していついてとか、地元食材を使っているなり、そういったところをPRしながら、ではもっとこういうところはできないかみたいな意識の高まり的な部分を醸成できるような努力が欲しいなというふうな気がするんですが、その辺PR活動を含めて、これから拡大していくという考え方について、システムはあるんですが、それを広げていくという取り組みについてどうお考えなのか伺いたいと思います。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員仰せのとおり、市民の方にPR等々を考えていくシステムが必要だと思っております。新たに生産者と学校側との情報交換会も企画し、より円滑なシステムになるよう改善しながら推進してまいりたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） それで、ぜひ生産者団体、青果市場等との連携をまた密にしていっていただきたいんですが、これを野菜生産というか、生産活動につなげる考え方、そして施策を一つ考えていただきたい。そして、農家所得なり、また畑作のいろいろな部分での振興というか、そういったことを進めていくような施策をお願いしたいなというふうなことを思います。

あと、道の駅なんです、運営主体について、きのうもちっと今後意見を聞きながらという

話でしたけれども、やっぱり集中的にこの運営をどう進めるかというあたり、簡単に公設民営で事業主体がどうのこうのという話ではなくて、やっぱり運営主体を集中的に議論していくといえますか検討していく部分、そして米沢市内のいろいろな能力を持った方とか、マーケティングなりそういう経験されている方々との一つのプロジェクトではないんですが、そういった専門の方々との検討あたりも機会が必要ではないかなと考えます。

それで、いろいろ製品を売っていくとか農産物を売ったり、またレストラン等開業なりの方向になりますと、地元の民業の圧迫といいますか、今、業としてやっている方々から反発が来るような状況も以前には考えられたわけですが、その辺例えば米沢牛の関係であったり、地元のソバであったり、そういった関係のことについて、民業に対するこの道の駅の運営の理解を得ていくということについて、どうお考えでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 道の駅に来られる人については、観光客はもとより市民の誘客も加え、検討していかなければならないというふうに考えておりますが、農業振興面であれば、産直販売として地元産を生かしたものにしていくことで、地域の農家の活性化にはつながるというふうに考えておりますので、その効果は相当期待されるというふうに思っております。既存の企業においても、いろいろ競争力が働いて相乗効果も期待されるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○島軒純一議長 高橋嘉門議員。

○3番（高橋嘉門議員） ぜひ、そういう民業からの、言葉は悪くなりますが、足を引かずに手を引こうというふうな方向でやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○島軒純一議長 以上で3番高橋嘉門議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

~~~~~

午後 2時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、スポーツによるまちづくりについて外2点、2番相田克平議員。

〔2番相田克平議員登壇〕（拍手）

○2番（相田克平議員） 明誠会の相田克平です。

非常に私、今回緊張しております。緊張するにはさまざまな理由があるのですが、質問に入る前に、皆さんちょっとお疲れでしょうから、その辺少し御説明したいと思いますが、本日私の質問項目、答弁されるのは市長、教育長及び選挙管理委員長と聞いてございます。教育長は、以前から何度か質問させていただきましたが、私の中学校2年生、3年生時代の担任の先生でございまして、今回会派が変わるまでは大分距離もあって、質問のやりとりも自席からでしたから大分やりやすかったのですが、今度は質問席ということと、あと私の自席そのものが正面に移動してしましまして、議会中ずっと緊張しているんですが、おまけに、あろうことか高校2年生、3年生の担任であった小林栄先生が選挙管理委員長として、また正面に座られているということで、そのお二人に御答弁いただくかと思うと、本当に夜も眠れないような状況でございました。

聞き取りを事前にさせていただいて、その段階までは資料を準備しながら、そして大変お世話になったお二人の先生方に御恩返しをしようと、きょうはスーツも新調してまいりまして、準備

万端といきたいところだったんですが、このころしばらく忙しくて、原稿の整理などもできぬままきのうまで来たんですが、きのう渋谷佳寿美議員の質問で、変な片仮名用語は使えないなどと思いまして、タベ一晩寝ずにともしちんとした原稿をつくって臨みたいものだというふうに考えていたところです。そんな折、この数カ月忙しくてほぼ会話のなかった妻が、急に夕食後、「たまには飲みに行かない」なんて言うもので、今市内経済、非常に夜の飲食業界、景気が思うように上っていかなくて、私も酒屋をやっておりますので、飲食業界さんがどのように苦勞されているのかを肌で実感しておりますもので、じゃあ1時間半ぐらいならということで行ったわけですが、本当にこの何カ月も業務上の連絡以外会話がなかったものですから、黙々と会話もなく日本酒を飲んでしまいまして、帰宅後原稿をつくる時間などなく、けさを迎えたということでございます。

よって、聞き取りの段階までの質問の趣旨などは準備しておりましたので、簡潔にその辺のことをきちんと質問はしたいと思いますが、この本日私が質問します3項目については、ぜひ議場の皆さんで考えていただきたい項目でございますので、最後までぜひおつき合いいただければと思います。

それでは、質問に入ります。

さて、皆さんにとって2013年、ことしの明るいニュースといえば何を思い浮かべるでしょうか。私は幾つかありました。2020年東京オリンピックの決定、これは非常に大きな勇気と希望をくれたと思います。さまざまな経済的にも不景気といいますか、そういうものが続いてきた中で政権がかわり、さまざまな経済波及効果もできつつある中で、一方で弱者に対する配慮が必要な面もちらちらと感じつつあるタイミングに東京オリンピックの開催が決定されたというのは、日本中の本当に隅々の方まで夢と希望となった

のではないのでしょうか。

そして、東北楽天イーグルスの日本一、これも私は非常にうれしく、涙して当日テレビの前でくぎづけになりました。

また、我が山形県では、夏の甲子園、日大山形高校の優勝候補の相手を次々と破って勝ち上がった姿、この姿にも感動しましたし、山形県にお住まいの皆さん、青少年、野球をやっている子たちはもちろんですが、非常に勇気そして希望を与えてくれたなというふうに思います。

そして、本市といえば、先ほど来小島議員のお話の中でもありましたが、米沢中央高等学校、置賜初の全国高校サッカー選手権出場ということで、正確に言いますと、全国大会ということでいうと、以前米沢商業高等学校が行った経緯がありますが、選手権といいますと初の出場ということですので、長く置賜のサッカーに関係してきた方々の悲願達成の瞬間だったわけです。

そのように、さまざまな明るいニュースの中で、やはりスポーツに関するものというのは多いのではないのかなというふうに日ごろから思っております。

東京オリンピックの招致委員会の試算によりますと、2020年東京オリンピックが開催されるまでの7年間、開催期間も合わせまして約3兆円の経済効果があるのではないかなというふうな数字が出されております。しかし、民間シンクタンクその他専門機関の分析では、老朽化したインフラの施設の更新などが前倒しされることなどにより、100兆円とも150兆円ともその効果があるというふうに言われています。

そのスポーツによるといいますか、オリンピック開催によるそのような経済効果もさることながら、スポーツによる効果というものはお金の面だけではございません。最終戦までもつれた日本シリーズ、田中投手が昨シーズン後半からずっと連勝記録を続けてきたわけですがけれども、シーズン中無敗の連勝を重ねて、シリーズでも

大車輪の活躍をして、本当は決めたかった前日160球投げたあげくに敗戦投手になってしまった。常識では翌日に投げることは、まず考えられません。専門家に言わせれば、田中投手のスポーツ選手としての価値を落としてしまったのではないのかというような話もささやかれています。しかし、田中投手は、やはり優勝決定の瞬間マウンドにきちんと立っていました。そして胴上げ投手となったわけです。このことが日本中の野球ファンに感動を与えたのはもちろんであります。東北に暮らす私たちにとって、そして、ましてや直接的に震災で被害に遭われて打ちひしがれていた被災者の方々にとって、どれだけの勇気になったか。どれだけの希望になったか。どれだけの光を照らしたか。これは、やはりお金にはかえられないし、数字にあらわすこともできない。非常に多くの人に広く深く心に作用したスポーツの持つ力が、明るい話題となった体験だったのではないかなというふうに思います。

このように、スポーツが持つ多くの魅力は、たくさんの方の心を引きつけます。地域を代表するようなチームが、私はモンテディオ山形のサポーターをしていましたが、今期は残念ながら昇格は果たすことはできませんでしたが、それでも1戦1戦、一喜一憂しながら日々の生活のモチベーションとなっています。

このように、地域のまとまり、または地域に対する郷土愛、そういうものを育てるという事例はほかにもたくさんあるわけで、地域の誇り、郷土愛を養い、それを地域活力の向上につなげていくという視点で見れば、スポーツの担う役割は想像以上に大きいということがわかるのではないかと思います。

平成23年8月に施行されましたスポーツ基本法では、スポーツに関する国の基本理念を示すとともに、国や地方公共団体の責務やスポーツ団体などの努力を明らかにするとともに、スポー

ツに関する施策の基本となる事項を定めました。どちらかといいますと、競技者優先、そして技術力の向上、指導力の向上、あと施設の整備などを柱としていたそれまでのスポーツ振興法に比べますと、スポーツを通じて幸せで豊かな生活を営むことが人々の権利であるというふうにうたい、それまで対象とされていなかったプロスポーツを対象に入れたことや、地域のスポーツクラブや競技者の育成、ドーピングやスポーツに関する紛争処理の規定を盛り込むなど、欠落していた新たな視点を加え、多くの人々にとってスポーツに親しみ、そして健康づくり、そして地域づくりに生かすような視点を加えたものとなっています。

それに先立って、国がつくり出したスポーツ立国戦略というのがございますが、その中では、スポーツは地域住民の結びつきを強め、地域の一体感を生み、地域の活力や社会関係資本の形成に大きく貢献する存在であるとして、将来に向けてスポーツを通じた新しい公共を担う地域のスポーツコミュニティの形成が大切とされ、実際に競技をする人だけではなく、プロスポーツの観戦など見る人、そして指導者や大会運営のボランティアなど、またここにはスポンサーなども含まれるかもしれませんが、支える人にも着目して、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境を、ハード、ソフトの両面で整備することを念頭に置いております。

米沢市においても、これらの国の方針や考え方に立脚した取り組みが必要ですし、地域のつながりの希薄化が全国的に問題視されつつある現代社会で、地域のきずながまだ残る地方都市だからこそ発揮できる優位性というものがあるのではないかなというふうに私は思います。

そこで、スポーツによるまちづくりについてというテーマで、本市の実情について考えていきたいと思っています。

(1) 米沢市営人工芝サッカーフィールドの効

果について。

市営人工芝サッカーフィールドの運営が1年を経過しました。毎週末多くの利用者による各種大会が開催されており、利用状況は非常に盛況であるようです。先ほど小島議員の質問にも答弁されていましたが、現在までの利用状況と施設整備による効果について、本市としての考えをお答えください。

(2) 市内競技団体の実情と課題について。

市内の各競技団体の実情はどうなっていますか。少年団などの活動ばかりではなく、部活動など学校スポーツにおいてもボランティアコーチによる指導者がふえているように思います。本市としての指導者の育成や指導技術の向上などの体制や強化をどう考えているのか。また、指導者や各競技団体の課題を把握しているのかお答えください。

(3) 市内スポーツ施設の実情と課題について。

市内スポーツ施設の現状と課題はどうなっていますか。老朽化が進む設備の更新や施設の拡充に対する考え方を示してください。

(4) スポーツ振興について市長の考えは。

近隣の自治体では、南陽市が市長の肝いりで駅伝に力を入れております。県縦断駅伝でも優秀な成績をおさめ、今年度は全国実業団駅伝大会の出場を決めるなど、スポーツ振興に理解があるまちというふうに受けとめられ、施設整備も精力的に進めているというふうに感じます。一定の市民の理解と協力を得てまちづくりに活かされているような実情と私は考えておりますが、安部市長は本市のスポーツ振興についてどのように捉え、目指すべき姿をどう考えているのか。南陽市のような事例をどう思うのかお答えください。

(5) 市民力と民間活力の活用について。

社会人の競技スポーツの振興が大きな企業を母体に行われているように、本市において競技スポーツの振興には民間活力の活用が鍵とな

ってきます。例えば、県縦断駅伝の優勝を目指す協力企業連合体などの組織化を図り、優秀な地元人材の流出を防ぐとともに、次世代の指導に力を入れるような体制の構築を目指していくべきではないでしょうか、お答えください。

次に、市民の声を反映する選挙のあり方について伺います。

さまざまな選挙に際し、有権者が投票行動を通じてみずからの意思を反映させることは、とても大切な行為です。私は、各種選挙での投票率は、行われる選挙に対する関心の高さの違いで投票率が左右されるべきものではなく、投票を通じて自分なりの意思をあらわす尊い権利の行使として、一定のレベルを高く維持していくようなまちでありたいというふうに思います。

しかし、近年各種選挙における投票率の低下に歯どめをかけられない状況が全国的に続いているのが現状です。このような状況下で、選挙によって選ばれる首長そして私たち議員、本当に民意の代表であり代弁者なのか、どんどん投票率が低下していくと、その資格を疑わざるを得ないような時代が迫っているのではないのかなというふうに思います。このような状態に、我々も手をこまねているわけにはいきません。抜本的な対策が必要と感じています。そこでお伺いします。

(1) 近年、米沢市で行われた各種選挙の投票率の推移と傾向について。

選挙管理委員会としてどのように捉えているかお答えください。

(2) インターネット選挙運動解禁の影響と効果について。

この夏の参議院議員選挙からいわゆるネット選挙が解禁となったわけですが、その影響と効果について、米沢市選挙管理委員会としてどのような捉え方をされているか、ぜひお示しいたきたいと思います。

(3) 投票率向上の取り組みについて。

全国的に明るい選挙推進協議会などの団体に取り組む投票率向上のための活動を行っているわけですが、本市の現状とその効果について、どのように捉えているのかをお答えください。

それでは、最後に市民生活向上に必要なバス路線のあり方について伺いたいと思います。

山口部長にはしつこいと言われるかもしれませんが、何度もこれまでバスの拡充については質問をさせていただきました。人口減少と少子高齢化、そして核家族化が進んでいく中で、やはり車を運転しない方の移動手段の確保というのは、これまで以上に地方自治体に課せられた責務は大きくなってきたし、今後ますます大きくなっていくものと思っています。T P P 交渉において、農業問題だけではなくて軽自動車税の見直し、日本が軽自動車に低い税率をかけているのは、国際的な取引通念上著しい障害となっているというようなことを言われて、軽自動車税の増税なども検討されているようです。しかし、私たちの足元、私の妻も軽自動車に乗っておりますが、ぜいたく品として買って乗っているわけではないわけですね。やはり、公共交通が脆弱であるがために、みずから車を購入して運転しなければ生活できない地域であるということが言えるのではないかというふうに思います。

山形県は、通勤、通学に自家用車を使っている全国トップのまちです。世帯当たりの車の所有台数に関しても、これは分析の数字でいろいろ変わりますが、1位だと言われる場合もありますし、4位というような数字もあります。

私は、車というものは、国の収税マシンといえますか、各世帯につけた逆ATMのようなものではないかなというふうに思っております、車を購入すると、取得税・消費税・自動車税か軽自動車税・自動車重量税、そして乗り続けることによって揮発油税または地方揮発油税、場合によっては石油ガス税・軽油取引税などがか

かるわけです。

本県そして米沢市の平均所得は決して高いとは言えない状況にある中で、公共交通機関が脆弱であるということを理由に、世帯当たりの車の台数が複数台所有しなければならないということは、私はやはりこれをそのまま見過ごすということは、行政としては正しくないというふうに思っております。

車の所有台数が、例えば1台減れば、その分可処分所得もふえるわけで、経済波及効果につながったり、市民の皆さんの豊かさを実感する機会もふえるというようなものではないのかなというふうに思います。そのような視点から、以前の質問でも使わせていただきましたが、市のホームページでも平成20年のまちづくり人財養成講座の記録を見ていただくと出てきますが、私も参加して市民の方々8名と、バスのまち米沢をつくろうということで、市民バスの拡充についての提言を市長にさせていただいたという経緯もあります。そのような経過を踏まえ、質問いたします。

(1) バス路線の現状と課題について。

市内バス路線の現状について、収益、乗降者数などの推移と現在捉えている課題などについてお示しいただきたいと思います。

(2) 今後の拡充についての基本的な考え方についてお聞かせいただきたいと思います。拡充するのか、現状維持なのか、収縮するのか。収縮するとか現状維持だというような答弁ではないというふうに思いますが、拡充するならば、どのようなペースでどういうふうにやっていくつもりであるのかをお示しいただけたらなと思います。

以上で、壇上からの質問は終わりますが、ぜひ1回目の答弁をされる方々には、ことし一番の明るいニュースを冒頭に言っていただいて、御答弁をいただければ幸いです。

それでは、よろしくお願いいたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの相田克平議員の御質問にお答えをいたします。

質問の前に……（「ことし一番明るいニュース」の声あり）自分としてのですか。

それでは、御要望にお応えしまして、突然で戸惑いながらやってまいりましたが、それでは。

当然、キャロライン・ケネディ駐日大使の発言で上杉鷹山を父が称賛していたということだというふうに思っております。先日もお答えしましたが、組織をつくって市民を挙げてキャロライン・ケネディ駐日大使を招聘するというように努力してまいりたいというふうに思っています。また、現実的にもう既においでになっている自主的な観光大使もいらっしゃるって、先週の月曜日、磯野貴理子さんが突然市役所に来られました。テレビ番組で何度も米沢牛がおいしい、米沢が好きだとおっしゃっているんで、こちらから牛肉をお送りしたところ、おいでになって、これからも米沢の宣伝をしていくというふうにおっしゃってくださいまして、今手に入れている米沢の宣伝をしてくださっている方ということで、大変それもありがたいというふうに思っております。

それでは、御質問にお答えをいたします。スポーツによるまちづくりについてのうち、私の感想をまず申し上げて、それから市民バスのあり方についてお答えをいたします。その他は担当よりお答えします。

まず、南陽市のニューイヤー駅伝出場は大変喜ばしいことであり、心からお祝いを申し上げますと思います。スポーツは生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、次代を担う青少年の体力の向上や健全な精神を培うものであって、また人や地域の交流を促進させますので、今後ともスポーツの振興を図ってまいりたいと考えており

ます

南陽市の事例についてどう思うかですが、スポーツの振興に当たっては、その市、その町なりの振興の方法があると考えております。米沢市では、伝統のある競技、例えばスキー、野球、柔道、剣道などたくさんありますが、そのような伝統のある競技も多く、全国クラスの競技会にも、スキーや陸上や水泳やフェンシングやレスリングやさまざま出場しており、活躍している選手もたくさんいらっしゃいますので、できるだけ市民が自分の好きなスポーツ、関心のあるスポーツを楽しめる振興の方法を検討してまいりたいと考えております

次に、市民生活向上に効果的なバス路線のあり方についてお答えをします。

初めに、バス路線の運行状況ですが、市民バスの路線には、市街地循環路線として右回り、左回りがそれぞれ1日に11便、冬は10便あります。また、廃止代替路線として、市街地と田沢、関根、万世を結ぶ路線があります。さらに、市街地循環南回りや市街地と白布温泉や小野川温泉並びに市内の東方面、南方面、西方面を結ぶ路線、また米沢市と隣接する高畠町、川西町を結ぶ運行路線から成っております。

そして、利用者数と使用料収入の推移であります。まず市街地循環路線につきましては、平成13年の運行開始以来、年間10万人前後の利用者があり、1便当たりの平均乗車人数も12人前後となっております。また、使用料収入も年間2,000万円前後と、利用者数、使用料収入ともに横ばいで推移をしております。

次に、廃止代替路線の利用者数ですが、田沢線ではピークだった平成12年度には1万7,689人の利用者があり、平均乗車密度も3.7人でしたが、平成24年度では利用者が7,384人まで減少し、平均乗車密度も1.94人に減少しております。松原・関根線も同じような状況で推移しております。また、万世線につきましては、ピークだっ

た平成12年度の利用者数が5万8,612人で、平均乗車密度が6.4人でしたが、平成24年度では2万4,220人まで減少し、平均乗車率も2.19人となっております。廃止代替路線は、各路線ともこのように利用者数の減少から赤字路線となっております。

また、市街地循環南回り路線につきましては、平成23年12月から運行を開始しましたが、平成24年度の実績では、利用者数は2万3,588人で、1便当たりの平均乗車人数が7.18人となっております、平成25年10月までの実績では、前年同期と比較して利用者数、使用料収入とも1割程度の増加となっております。

その他、生活バス路線の確保という観点から、山交バスの運行路線の赤字分に対して補助金交付をしておりますが、平成24年度の交付額は2,988万4,000円で、この補助金も年々増加傾向にあります。

また、廃止代替路線については、実証実験をもとに、ことし10月から運賃の上限を300円にしたところですが、10月1カ月の実績では利用者数、使用料収入とも前年同月よりも減少しているという結果が出ております。

このように、バス路線に関しましては、利用者の減少や赤字の増加が進んでいる状態であり、本質的な必要性、現状の課題やニーズをもとにした具体的な見直しが必要であると課題認識しております。

また、バスを含めた公共交通に関しては、さまざまな分野の地域課題の解決に資する手段として有効かつ重要な施策の一つでありますので、現状維持とか縮小ということではなくて、よりよい方向に向けて取り組みを推進させるという意味で拡充していきたいと考えております。

なお、本市における現時点の取り組みとしましては、廃止代替路線の米沢・関根線、米沢・田沢線、米沢市役所・万世線の3路線を中心に、地域の方々と地域の将来のあり方を踏まえた見

直し作業を行っているところです。

これらの廃止代替路線については、検討の進捗に差はあるものの、現在の定時定路線、決まった時間に決まった路線を走るというスタイルにこだわらず、あらゆる可能性を含めて利用しやすい交通システムの構築を目指していきたいと考えております。まず、米沢・関根線の見直しにより影響の大きい山上地区において、来年秋ごろを目途に、新たな公共交通の導入も視野に入れながら具体化できるように取り組みを進めているところです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 まずは、中学校の元担任から答弁をさせていただきます。

最初に、ことし最もうれしかったことの内容ですけれども、相田議員と同じように、やはり私も東北楽天イーグルスの優勝でありました。特に、田中将大投手の24勝無敗、去年の後半の4勝を加えますと28連勝という、これはもう今後破ることのできない記録での優勝だったなというふうに思います。ただ、私は反対側のチームのファンでありまして、非常にこれは複雑な思いでしたけれども、やはり優勝してパレードなんかを見ますと、東北のチームが優勝できたということで、その元気、活力、パワーを与えてもらったなということでは、両チーム優勝してほしかったなというふうな思いもあります。

私は、余り連続テレビ小説というのは朝見ないんですけれども、ことしはやはり「あまちゃん」の人気につられて見ましたけれども、なかなか展開が面白くて、ドラマから出た「じゃじゃじゃ」なんていう言葉についても非常に印象に残った言葉だったなというふうに思っています。

それでは、スポーツによるまちづくりについてのうち1番から5番まで、市長の考えが先ほど

ありましたので、それを除いてお答えをいたします。

まず、最初に市営人工芝サッカーフィールドの利用状況と施設整備による効果についてお答えをいたします。

最初に利用状況についてですが、今年度4月から10月末までの利用件数は1,136件、利用者数は5万3,101名となっております。今年度の当初利用見込み人数であります約5万人を既に超えている状況にあります。平日は部活動や社会人チームの練習、グラウンドゴルフでの利用が多く、土曜、日曜、祝日は各種大会が開催され、ほぼあきのない状況となっております。

また、新たに人工芝サッカーフィールドが整備されたことにより、8月25日には第93回天皇杯全日本サッカー選手権大会山形県代表決定戦が行われるなど、昨年度まで米沢では開催されていなかった東北や東日本地域を対象とした大会が数多く開催されており、4月から10月末までで県外から121チーム、2,630名の選手が来場されるとともに、多くの役員・応援の方々が本市に來られ、そのうち約1,400人の方々は市内に宿泊されるなど、交流人口の拡大とそれに伴う本市経済への波及効果は大変大きいものがあります。

そのほか、練習等により、4月から10月末までで県外から1,246名の選手が来場されており、大会や練習等による県外からの選手を合わせますと3,876名の方が来場されております。

このことから、オープンして1年がたちましたが、市外や県外のサッカー関係者にも、米沢市営人工芝サッカーフィールドが広く認知されつつあると感じているところであります。

また、去る11月2日に鶴岡市小真木原陸上競技場で行われました第92回全国高等学校サッカー選手権大会山形県大会におきまして米沢中央高等学校が優勝し、置賜から初めて全国大会への出場権を勝ち取りました。市長も述べておりま

したけれども、その試合後の監督さんの談話で、「米沢市営人工芝サッカーフィールドができるなど、地域の支えで環境面が整ってきたことも大きい」と勝因について語られ、きのうの報告激励会でも多くの方々が同じような話をしておられましたし、米沢七中が県新人の統一大会でこのたび優勝という結果を得ることもできたということから、人工芝サッカーフィールドの整備が競技力向上に結びついていることについて、関係者一同大変うれしく感じたところであります。

次に、市内競技団体の実情と課題についてお答えをいたします。

初めに、スポーツ少年団や部活動などにおけるボランティアコーチによる指導についてお答えをいたします。

本市におきましては、地域の優秀な社会人指導者を部活動支援コーチとして中学校の部活動指導に派遣する「中学校部活動強化及び支援事業」を実施し、学校教育と社会教育の連携を図りつつ強化を行っております。

部活動支援コーチとして選任される方は、市内中学校8校において各学校一つの運動部の部活動を対象とし、学校長が認めた適任者や社会体育有資格者、さらにスポーツ少年団指導者及び指導経験者の中から選ばれております。

平成24年度の実績としましては、中学校8校中バスケットボール2校、剣道2校、卓球2校、軟式野球1校、ソフトボール1校で、社会人指導者に部活動の指導を行っていただきました。指導日数は平均で週2回、1年間で4万5,000円の謝金をお支払いしました。中学校からの報告では、「初心者でも不安なく活動に参加できた」とか「専門的な指導により著しく技能向上が図られ、また挨拶、礼儀などのマナーアップが図られた」などの感想が寄せられております。

このように、各校の部活動指導において大きな成果が見られますので、今後とも競技団体並び

に中学校体育連盟と連携しながら事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、指導者や各競技団体の課題を把握しているかについてですが、現在、各競技種目とも選手を指導する上で高度で専門的な知識が求められております。本市では、米沢市体育協会を中心に指導者の資質と指導力の向上を図るため、競技団体、地区体育協会、小中高校の先生方、スポーツ少年団指導者向けの研修会を年1回ではありますが合同で開催しているところであり、また、そのほか、各競技団体においても、独自に研修会等を開催されております。

また、議員も述べておりますように、指導に当たっては小さなもめごとから訴訟に発展するケースもあることから、トラブルとならないようにするためにはどうしていくべきか、競技者として信頼関係を構築していくかなどを、さきに御説明しました研修会等を活用していくとともに、万が一訴訟に発展した場合には、指導者への負担を軽減するため、ほとんどの団体でスポーツ安全保険等、争訟費用、争訟というのは訴えを起こす、訴訟と同じような中身だそうですが、争訟費用への対応が可能な保険へ加入しているものと考えております。

本市としまして、スポーツ振興を図る上で指導者の育成は大変重要な課題と認識しておりますので、今後団体間の情報交換や日本体育協会公認及び各競技団体公認指導員の資格取得に向けた情報提供等を行い、指導者の資質向上につなげてまいりたいと考えております。

続いて、市内スポーツ施設の現状と課題について、設備の更新や施設の拡充をどう考えているのかについてお答えをいたします。

現在、本市の体育施設は20施設ありますが、その中で建設年数が古いものは、市営陸上競技場の昭和45年（築43年）、市営体育館・武道館の昭和47年（築41年）などがあり、総合公園内の皆川球場や市営プールなども建設後20年を超え

てきております。

これまで、陸上競技場は管理棟の大規模改修やトラックの全天候型への改修、市営体育館・武道館では屋根及び床の全面改修などを行いながら管理運営をしてまいりましたが、設備の保守・修繕及びその更新が課題となってきたことは認識をしております。

今後、体育施設に関する新規の施設要望とあわせまして、既存の施設の整備については、これまでの議会における答弁と同様の答弁となりますが、本市体育施設の整備計画の中で優先順位を踏まえた上で、米沢市まちづくり総合計画の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、市民力と民間活力の活用についてお答えをいたします。

議員が述べておりますように、社会人の競技スポーツは競技レベルを維持するための環境が非常に大事であり、そのためには企業の協力と理解が必要であると考えております。

本市におきましても、駅伝選手やスキー選手を雇用していただき、よい練習環境を提供していただいている企業もありますが、まだ数的には多くはないところであります。

米沢中央高校サッカー部の全国大会出場や東北楽天ゴールデンイーグルスの日本一の例を見るまでもなく、スポーツが市民に元気を与える活力となることは、皆さん十分承知しているところであります。

そのスポーツ選手の皆さんから御協力をいただいて、多くの人材を育てるとともに、優秀な地元人材の流出を防ぎ、次世代を担う青少年の指導に当たっていただくことは、本市にとってもスポーツ界にとっても好循環になるため、今後地元企業との連携と協働をより一層図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小林選挙管理委員会委員長。

〔小林 栄選挙管理委員会委員長登壇〕

○小林 栄選挙管理委員会委員長 非常に緊張しております。心なしか心臓のありがたはつきりわかるような状態です。大変な試練をお与えくださった相田克平議員に御礼申し上げたいと思います。

それで、まず最初に一番明るいニュースとおっしゃられましたが、私にとってのビッグニュース、それは今こうしてここで話させていただいていることというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

それでは、選挙に関する御質問3点についてお答えいたします。時間も大分なくなってきておりますので、ちょっと口早に申し上げますが御了承願います。

まず、1つ目、米沢市で行われた各種選挙の投票率の推移についてお答えいたします。

昨年12月に執行されました衆議院議員総選挙小選挙区選挙の本市の投票率は63.14%であり、全国の平均投票率59.32%を3.8%ほど上回ったものの、山形県の平均投票率64.86%を1.7%ほど下回り、県内35市町村中33位という結果でありました。過去の投票率を見ますと、平成17年選挙の73.20%を直近のピークとして、その後低下を続けている状況となっております。

次に、ことし7月に執行されました参議院議員通常選挙山形県選出議員選挙の本市の投票率は57.85%であり、全国の平均投票率52.61%を5.2%ほど上回ったものの、山形県の平均投票率60.76%を2.9%ほど下回り、県内35市町村中34位という結果でありました。過去の投票率を見ますと、平成19年選挙の63.87%を直近のピークとして、その後低下を続けている状況となっております。

次に、山形県知事選挙につきましては、ことし1月に予定されていた選挙が無投票となりましたので、平成21年選挙までの状況を申し上げます。直近の最低投票率が平成9年選挙の36.92%であり、それ以降投票率は上昇しており、平成

21年選挙では60.28%となっております。しかし、山形県の平均投票率65.1%を5.2%ほど下回り、県内35市町村中34位という結果でありました。

次に、山形県議会議員選挙につきましては、平成19年、23年と米沢市選挙区は無投票となりましたので、平成15年選挙までの状況を申し上げますと、昭和58年選挙の84.91%を直近のピークとして、その後低下を続け、平成15年選挙の投票率は62.75%となりました。

また、米沢市長選挙につきましては、前回の平成23年選挙の投票率は49.78%であり、過去の投票率を見ますと、平成15年選挙の65.46%を直近のピークとして、その後低下を続けている状況となっております。

それから、米沢市議会議員選挙につきましては、前回の平成23年選挙の投票率は61.17%であり、昭和50年選挙の90.20%を直近のピークとして、その後低下を続けている状況となっております。

このように、国政選挙における本市の投票率はおおむね全国の平均投票率より高い反面、山形県の平均投票率より低い状況であるとともに、その低下傾向が顕著なものとなっております。また、地方選挙の投票率も、県知事選挙を除いて下降線をたどっており、大変憂慮すべき事態であると考えております。

次に、有権者意識の傾向についてですが、ことし7月に財団法人明るい選挙推進協会から、昨年12月に執行された衆議院議員総選挙に関する全国意識調査の結果が公表されており、その中で棄権した理由（複数回答）として「適当な候補者も政党もなかったから（26.1%）」「仕事があったから（24.3%）」「政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから（19.1%）」「選挙に余り関心がなかったから（17.6%）」が上位に挙げられております。平成22年に執行された参議院議員通常選挙後の調査と比較しますと、その際最も多かった「仕事があったから」を選んだ割合は減少したもの

の、その他の3つについては増加しており、政治への理解度の低下、選挙への無関心が投票率低下の一因であることが読み取れる内容となっており、本市においても同様の状況であると推測しております。

2つ目の御質問ですが、インターネット選挙運動解禁の影響と効果についてであります。本市だけに限って答弁することは難しいために、全国的な傾向をもとにお答えいたしたいと思っております。

インターネット選挙運動につきましては、ことし7月の参議院議員通常選挙から解禁され、選挙期間中、各政党の候補者はホームページやブログを通じ、公約や略歴、動画などの情報発信を行いました。有権者がこれらの情報をどの程度参考にしたかにつきましては、新聞社等の世論調査や出口調査の結果を見ますと、おおむね10%から20%程度の割合であり、有権者の関心は低かったとの指摘が多くありました。しかし、20代に限ってみますと、おおむね30%台半ばまで割合がふえており、特に投票率の低い若年層に対する投票意識の向上、投票する候補者や政党の判断材料として一定の効果があつたのではないかと推測しております。いずれにいたしましても、まだ始まったばかりの制度ですので、今後ともその効果等について着目してまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の御質問です。投票率向上の取り組みについてお答えします。

投票率向上に向けた啓発活動につきましては、市民の方と連携して取り組んでいくことが極めて重要であると考えており、特に米沢市明るい選挙推進協議会の皆様方には、選挙時啓発、常時啓発の両面にわたり、精力的かつ献身的な活動をいただいているところであります。

その具体的な取り組みについてであります。選挙時啓発におきましては、街頭における啓発チラシの配布等を行っていただいているほか、

常時啓発におきましては、20歳到達者への投票を呼びかけるメッセージの送付、明るい選挙推進大会の開催、明るい選挙推進地区の委嘱、明るい選挙啓発ポスター・標語の募集、審査とポスター展の開催、高等学校における選挙啓発講座の開催など、多岐にわたって御協力をいただいております。特に、高等学校における選挙啓発講座の開催につきましては、平成23年度には市内全ての高校で開催しており、先進的な事例として全国的にも注目を集める取り組みとなっているところであります。

こうした取り組みの効果については、例えば明るい選挙推進地区に委嘱された町内会等においては、投票率向上に向けてどのような事業を実施するか活発な議論がされていると伺っており、地区単位での投票率の向上に寄与しているものと考えております。また、20歳到達者への投票を呼びかけるメッセージの送付や高校における選挙啓発講座開催の効果につきましては、ことし7月と平成22年に執行された参議院議員通常選挙の投票率を比較した場合、全体で4.6%ほど投票率が低下しましたが、推計したところ、20歳代では3.7%の低下にとどまっており、こうした取り組みが若年層の投票率低下に歯どめをかける一定の効果をもたらしているものと考えております。

以上であります。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） ちょうど時間となりましたという感じでございますので、質問席からの質問も複数考えておりましたが、せっかくの機会でございますので、両担任に今回は宿題を出させていただいて、今後検討していただきたいというふうに思います。

まず、投票率向上の取り組みについて、非常に頑張っておられるのもわかりますが、やはりまだまだ、もっと新しい取り組みが必要になってくるのかなというふうに思います。私は先進事

例として、事務局長のほうにも事前に御相談させていただきましたが、投票済み証の発行を行っている自治体などがあります。さまざまな問題点も指摘されておりますが、やはり投票意欲につながるようなことは試してみるということも有効かと思しますので、ぜひ御検討していただきたいというふうに思います。

そして、スポーツによるまちづくりについて、市長もスポーツによる地域に及ぼす活力を認めておられ、教育長も認めておられます。そして、人工芝サッカーフィールドが完成したことによって、技術も向上し成果にもつながったということも認めているわけです。各種団体から、各競技施設についての改善の要望などたくさん出ているわけですね。米沢市としては、今後まちづくり総合計画に登載しながら更新をしていくということのようですが、やはり優先順位を決めながらということでしたが、米沢市の施策としての優先順位としても、今回の結果を見る限り少し優先度を上げるべきだと思うんです。こういう時代に、市民の皆さんに勇気や希望、感動を与える機会をつくることにつながりますし、少なくともやはり子供たちの健全育成には確実につながっていきますので、その優先度を高めていくような議論を起こしていただきたいと思います。

バスについては、また改めて予算委員会等々で質問をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○島軒純一議長 以上で2番相田克平議員の一般質問を終了し、暫時休憩をいたします。

午後 3時09分 休 憩

~~~~~

午後 3時19分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、読書活動推進計画の策定について外2点、23番小久保広信議員。

〔23番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○23番（小久保広信議員） 市政クラブの小久保です。

会議が4時まで終わるように頑張りたいと思うんですが、当局の答弁がいいものでないと、やっぱりきちんと1時間を使わせていただくのかなというふうに思っておりますし、議員の皆さんも当局の皆さんも大分、2日目最後ということで、私で大分たちますから非常にお疲れだとは思いますが、しっかりと御答弁をいただければ、遅くても50分では終わっていきなというふうに思っておりますので、しっかりと御答弁をいただきたいというふうに思います。

それでは、私のほうから質問を始めていきますが、1つ目は読書活動推進計画です。

この推進計画に関する質問については、これまでも多くの議員の皆さんが質問されております。古くは平成14年6月定例会で山田登議員、平成20年6月に佐藤弘司議員、平成21年6月に渋間佳寿美議員、平成24年9月に白根澤澄子議員が行っております。これも私が調べた範囲でありますので、漏れている方がいらっしゃるかもしれません。その点については御容赦をいただきたいと思います。

そして、ようやく平成24年度になりまして検討

会が開催をされるようになりました。国は、既に平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律を制定しております。その第2条で、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」としました。

この法律に基づき、平成14年8月、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画が閣議決定され、この計画に基づく取り組みが行われました。

この第1次期間中では、学校における一斉読書の普及、公立図書館における貸し出し冊数の増加など、子供の読書活動は全国的に進んできました。

しかし、小学校、中学校、高校と段階が進むにつれて子供たちが読書をしなくなる傾向がある点や、地方公共団体の取り組み状況に大きな差が見られる点、学校図書資料の整備が不十分である点、子供たちの読解力が低下している点などの課題は依然として残されたままでした。

そのため、平成20年3月に、第2次の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画が閣議決定され、現在はこの計画に基づいた取り組みが実施されています。

一方、山形県においては、平成16年3月に策定された第5次山形県教育振興計画で、本が好きな子供を育てるとして、子供の読書活動の推進に取り組み、平成18年2月に山形県子ども読書活動推進計画を策定しました。

これを受けて、各機関でさまざまな取り組みが実施され、全ての学校における一斉読書の実施率や、ボランティアと連携して読み聞かせに取り組んでいる小学校の割合については、全国と

比較しても高い状況となっています。また、県内の12学級以上の学校において、司書教諭の発令は100%という状況にあります。

平成21年度の全国学力・学習状況調査によれば、小中学校ともに「読書が好きである」と回答した児童生徒の数が、平成19年度の調査結果を上回っており、各学校における読書活動の推進の成果が少しずつあらわれ始めていると考えられます。

しかし、11学級以下の学校では司書教諭の発令が少ないなど、学校図書館を支える体制が必ずしも十分でないことや、学校図書館図書標準1の達成状況、学校と公立図書館との連携状況、市町村における子どもの読書活動推進計画の策定状況などに依然として課題も残っています。

そのため、国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」を基本として、これまでの計画による取り組みを評価・検証し、今後重点的に取り組むべき点を明らかにした「山形県子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定しました。

本市でも、本が大好き米沢っ子読書活動推進事業の実施、子ども読書の日に合わせた全校読書活動の実施、本が大好き米沢っ子読書活動推進月などが取り組まれています。このような状況の中で、本市でもようやく計画策定に向けて検討が進められています。

平成24年7月15日号の広報よねざわで、米沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の委員を公募され、現在計画の中身が検討されていますが、その進捗状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

また、年に2回検討会が開催をされておりますが、ほかの計画などの検討会の開催状況と比べて少ないと思いますけれども、なぜ年2回なのか、その理由をお伺いいたします。

この子ども読書活動推進計画は、冒頭でも述べましたが、平成13年12月に国が「子どもの読書

活動の推進に関する法律」を制定して、その第4条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とし、第9条の2項で「市町村は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」としています。

県教育委員会義務教育課では、本年10月6日の山形新聞の記事で「計画の策定が進まないのは作り方がわからないからだろう。県教委が示したモデルパターンを参考に進めてほしい」と言っています。本市の計画策定の着手が遅くなったのはどのようなわけなのかお伺いをいたします。

本市の計画策定の検討期間が平成26年度までになっていますが、計画ができ上がるめどはいつぐらいになるのかお伺いいたします。

また、今回の計画が単なる18歳未満の子供だけが対象ではなく、大人も対象となる計画にすべきであると考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

読売新聞の全国世論調査による本年10月20日の読売新聞の記事によると、本離れを懸念する記事が掲載されています。1カ月で全く本を読まない人が53%で、30歳代と40歳代で69%にも上っています。さらに、急速に普及しているスマートフォンの影響で、使用時間が長い人ほど読書時間が減る傾向が出ています。使い始めて読書時間が減った人が17%で、1日に1時間以上使う人は27%減っています。20歳代では86%の人がスマートフォンを持っており、1時間以上使う人は50%にも上っています。このことは、今後若年層での読書離れが進む可能性を示しています。

読書は、単に知識を得るためではなく、ストレスの解消や脳の活性化、アルツハイマー予防、豊かな感性や考える力を育てるなど、さまざまな効果があることは周知の事実です。

平成24年9月議会で白根澤議員も質問されておりますが、そのとき当局から、「大人も含めた計画について、いろいろな団体の内容等を参考にしながら計画を策定していきたい」との答弁でした。当局としてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、奨学金・育英基金制度についてお伺いします。

さきの9月定例会において、貧困の連鎖を断ち切るための施策について質問いたしました。その中で奨学・育英基金制度には触れませんでした。子供の学力ではなく親の収入によって進学ができる、できないが決まってしまうのは非常に残念なことです。本市における奨学金・育英基金制度はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

以前、高校生への進学の一助にする米沢市奨学育英事業補助金がありましたが、現在はどういう状況になっているのかお伺いいたします。

先月、先ほど高橋義和議員も話しておりましたが、市政クラブで岐阜県飛騨市に視察にお邪魔しました。飛騨市では、市育英基金貸付制度を設けております。能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学に困難があるすぐれた学生等に対して、学資として育英基金を貸しています。年間35人程度で、高校生などは月額2万円、大学、高等専門学校などが月額5万円の貸し付けを無利息で行っています。貸付総額の上限が1人360万円です。さらに、育英基金貸付生地元就職補助金制度を設けており、地元就職による雇用と若者の定住促進を図っています。内容は、育英基金を借りていた人が地元就職し、市内に居住している人に対して、毎年の育英基金償還金の額の2分の1を補助するものです。

このような制度は岐阜県にもありますし、岐阜県内ほとんどの市町村で奨学金・育英基金制度を設けているとのことでした。

教育基本法には、教育の機会の均等として、第4条に「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とし、3項で「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」としています。

本市でも、この法の趣旨を実現するために、飛騨市のような育英基金制度を創設する必要があると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、業務継続計画の策定についてお伺いをいたします。

私がこの質問を行うのは、平成23年6月と24年6月に続いて3回目となります。この業務継続計画とは、地震などの災害発生時や大規模事故、伝染病などがあった場合に、限られた資源である人員、物、情報、ライフラインなどを有効活用し、業務の継続をするために策定するものです。行政機関が被災したことを前提に、非常時の優先業務をあらかじめ特定するとともに、そのために必要な資源の確保、配分や指揮・命令系統を明確にしておくものです。

平成24年6月定例会の答弁で、市長は「業務継続計画は、災害時に備えあらかじめ必要な資源の準備や対応方針、手段を定めるものでありますが、東日本大震災における被災自治体の実情から見ましても必要なものと認識しており、本市としても策定をしたいと考えております」と答弁され、その時期として須佐総務部長から「現在改定作業中の本市地域防災計画とのかかわりもあることから、今年度につきましては地域防災計画の改定作業を最優先に行い、その後

に業務継続計画の策定に取り組んでいきたいと考えている」との答弁でした。

米沢市地域防災計画が本年の3月に策定されました。前回の答弁でいきますと、業務継続計画の策定に着手されていると推察をいたしますが、現在の状況をお伺いします。

さらに、非常時において市民生活の維持等に必要不可欠な行政サービスを継続させていくことが、この継続計画の目的です。その優先度の高い業務は、災害が発生すると、通常言われている72時間程度であれば通常の業務を放っておいて災害業務に当たるべきとの考えもあります。ただし、72時間放っておいてよい通常業務があるのか、ないのか、その部分も含めて細かい部分で検討する必要があると考えています。さらに、休止、停止などの検討ですが、季節や時間によって変わってきます。緊急に選挙管理の事務が入るなどのさまざまな状況もあり、そのようなことを踏まえながら計画を策定する必要があり、相当の労力がかかると前回答弁されています。

しかし、研究を始めてはどうかとの質問に対しても、地域防災計画ができてからとの答弁でありました。いつまでに業務継続計画を策定していくのか、その策定のめどについてお伺いをし、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの小久保広信議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、業務継続計画の策定についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

大規模地震が発生し、行政自身が被災した場合、通常業務が中断すると、市民の生命・生活及び社会経済活動に大きな支障が生じ、行政機能のおくれは市民の生活や企業・団体の活動に大きな支障を来すとの認識をしております。そのた

め、災害に備え、あらかじめ必要な資源の準備や対応方針、手段を定める業務継続計画については、本市としても策定していかななくてはならないと考えています。

進捗状況といたしましては、今のところ、内閣府の地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説など、参考となるような文献の情報収集や先進自治体の取り組み状況などについて研究しております。

次に、業務継続計画の策定のめどについてですが、先進自治体の状況を見ますと、策定作業にはほぼ1年程度を要しているようです。

災害発生時に人、物、情報及びライフラインなどの資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むとともに、非常時優先業務の執行に必要な資源が、想定する地震が発生した際にどの程度利用可能であるかを確認する必要があるところです。

小久保議員から御質問のありました平成23年度以降につきましては、地域防災計画の改定を優先して取り組んできましたが、改定終了後からは、業務継続計画の先進自治体、具体的には横浜市、岐阜市、鹿児島市、三島市などの取り組み状況について研究をしているところです。

先般、建築物の耐震改修の進捗に関する法律の一部が改正され、不特定多数及び避難弱者が利用する大規模な建築物は、所有者が耐震診断を実施し、平成27年12月末までにその診断結果を報告することが義務化されました。本市庁舎も、その報告義務の対象建築物に該当しますので、報告期限までに実施する予定としているところです。庁舎の耐震診断の結果は、業務継続計画を左右する大きな要因となるものですが、それとは別個に、取り組みが可能な部分から順次着手していきたいと考えていますので、市が災害時に行う非常時優先業務の内容など、優先すべき行政機能に関する調査を全課対象に行ってい

く考えです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 小久保広信議員の御質問にお答えをいたします。

まず、最初に読書活動推進計画の策定について、その中で子ども読書活動推進計画策定委員会における検討会の進捗状況についてお答えをいたします。

読書は、子供の読む力、書く力、考える力、幅広い知識や情操を養い、豊かな人間性や社会性を身につけるための基本であり、欠くことのできないものであると考えております。したがって、子供に読書の重要性や楽しさを教えることや、子供があらゆる機会を通じて自主的に読書活動を行うことができるよりよい環境を整えていく必要があると考えております。

このような認識のもと、議員御指摘のとおり、平成13年12月に子どもの読書の活動の推進に関する法律が制定され、地方公共団体は子どもの読書活動の推進施策に関する子ども読書活動推進計画の策定について努力義務が課せられたところであります。

山形県におきましては、平成17年度に策定されました推進計画に引き続き、平成23年度に改訂版の第2次計画を策定したところであり、また県内の市町村では、山形市、酒田市、上山市、庄内町、西川町、大石田町、朝日町、大蔵村、鮭川村の9市町村が策定している状況であります。

このような中、本市における推進計画の進捗状況でございますが、国の法律の趣旨を踏まえ、平成24年度から米沢市子ども読書活動推進計画策定委員会を立ち上げ、公募委員を含めまして読書活動に携わっておられます市内の有識者の方々10名の皆さんに委員となっただき、関係機関、団体と連携をしながら、平成26年度中

の策定に向けてこれまで3回の委員会を開催したところであります。御指摘のとおり、年2回の開催ペースにはなっておりますが、その間には、他市町村の子ども読書活動推進計画を本市の計画の参考にさせていただいたり、取り入れたいと思われる具体的な施策の御意見や御提案も随時頂戴しておりました。

また、委員会での検討に当たっては、特に子供の発達段階に合わせた読書環境や読書意識等の現状を把握するとともに、子供の読書活動に影響を与える要因と関連を明らかにすることを目的として、市内小中学校の児童生徒やその保護者、高校生また小中学校の教員、幼稚園教諭、保育士を対象にして「子ども読書に関するアンケート」を実施したところであります。その調査結果をもとに、家庭や地域、保育所、幼稚園、小中学校、高等学校などにおいて、どのような取り組みが必要なのかを洗い出ししながら、策定委員の方々と分析等を行いました。現在、課内におきまして中間案をとりまとめ、ことしじゅうに委員の方々から御意見をいただきながら、来年2月に第4回の委員会を開催する予定となっております。

この限られた委員会の中ではありますが、現状分析や課題の整理、具体的な方策の検討、さらには素案の作成・調整等を行いながら、推進計画（案）をしっかりと取りまとめていきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、本市の計画策定の着手が遅くなったのはどのような理由からかについてお答えをいたします。

平成21年6月定例会における洪間佳寿美議員の一般質問にもお答えしましたが、本市におきましては、国の計画の内容や県の動向なども踏まえて、読書活動推進計画の策定について検討していくこととしておりました。並行しまして、議員も御承知のとおり、本市が平成22年に策定

しました米沢市社会資本整備総合計画において、新図書館の整備が具体的に位置づけられたところであります。

このことを踏まえ、まずは米沢市新図書館整備検討委員会を立ち上げ、新図書館のあるべき姿について検討することを優先し、子ども読書活動推進計画につきましては、新図書館の計画と有機的に機能させていけるよう、新図書館の開館に歩調を合わせて取りまとめることとしたものであります。

次に、計画ができ上がるめどにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、来年2月に第4回の委員会を開催した後、6月に予定しております第5回の委員会で推進計画（案）を提示させていただき、最終的な委員会の御判断を仰いだ後、パブリックコメント等の手続を経まして、平成26年度中に策定したいと考えております。

次に、策定する計画は子供だけが対象ではなく、大人も対象とするべきという御意見ですが、教育委員会としましても当然重要なことであると認識をしております。

平成24年9月定例会における白根澤澄子議員の一般質問にもお答えしましたが、現在建設を進めている新文化複合施設の図書館につきましては、子供から大人まで幅広く多くの皆さんに、豊富で新しい資料を自由に手にとり館内で読んだり、借り出して御利用いただきたいと考えております。このため、子ども読書活動推進計画の内容には、子供だけではなく地域、家庭、学校等を通じた社会全体で取り組むことが重要であり、それぞれがそれぞれの役割を果たし、関係団体とも緊密に連携し、相互に協力を図っていくことが必要であることから、大人も巻き込んだ実効性のある計画にしていかなければならないと考えております。策定委員会におきましても、同様の御意見を多数いただいているところであります。

次に、奨学金・育英基金制度について、そのう

ち1番目、本市における奨学金・育英基金制度の現状についてお答えをいたします。

初めに、本市における高校生を対象にした奨学金・育英基金制度につきましては、米沢有為会奨学金及び近野教育振興会奨学金があり、毎年17名程度の生徒が受給者となっております。

また、市内の公立、私立を含めた高校におきましても、5校に独自の奨学金制度があり、在校生向けまたは大学等の進学者に対して奨学金が給付されており、受給者は各校5名から15名程度となっております。

市内中学校における高校進学時の奨励金、いわゆる予約在学制度の利用者につきましては、山形県が実施主体となっている山形県高等学校奨励金を主なものとした奨励金があり、本年3月卒業生において46名が受給者となっているところであります。

次に、高校生への米沢市奨学育英事業補助金のその後についてであります。米沢市奨学育英事業補助金につきましては、市内に在住し、市内私立高校の在校生で、山形県の授業料減免制度が適用された世帯へ給付したもので、平成21年度から3年間の期限付きの制度として、米沢市ふるさと応援寄附金を一部財源とした形で行ってまいりました。平成23年度をもって終了する予定でありましたが、高等学校への聞き取り調査を行った結果、特例措置として1年間延長し、平成24年度で終了をいたしました。

なお、同補助事業における給付実績につきましては、4年間で延べ954名、954万円の給付で、ふるさと応援基金からの充当財源につきましては263万8,000円でありました。

また、さらなる特例措置として再延長を行わなかった理由としては、平成22年4月より「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、私立学校については公立高等学校授業料の2倍までの加算基準が適用され、また県の授業料減

免制度が適用された場合、最大限に減額されるケースとして授業料月額が300円となり、年間の授業料を上回ってしまうことがあったためであります。

次に、市が主体となった制度の創設を、についてお答えをいたします。

まず、本市における高校生、大学生向けの育英奨学基金の状況であります。本市独自の奨学育英制度は設置しておりません。しかしながら、子供たちの教育を大切にする地域ということもあって、先ほど申し上げましたとおり、本市には財団法人近野教育振興会、公益社団法人米沢有為会及び財団法人田沢自彊会が運営する奨学育英事業のほかに、市内5校の在校生及び進学者向けの奨学育英事業があります。

一方、経済的な理由で私立高校を退学しなければならなかったケースとして、全国私立学校教職員組合連合会の調査において、山形県では13校6,890人を対象とした調査が行われ、滞納者127名のうち経済的な理由による退学者は1名であったと過日報道があったところであります。

大学等に進学をする場合、多くの学生が利用する奨学金制度に、独立行政法人日本学生支援機構があります。同機構には各種制度がありますが、無利子の奨励金としては、世帯人数にもよりますが、保護者の年間所得が752万円以下が適用となり、有利子については1,080万円以下となっておりますので、多くの学生が該当になると思われます。

最後になりますが、経済的理由により進学を諦めなければならないことはあってはならないことだというふうに思います。今後は、高校進学や大学進学に対して、自治体に取り組む場合の奨学基金のあり方について、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

あわせて、このたび貴重な資料を頂戴しました飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金制度につきましても、大変よい事業だと思っております。

関係各部課との研究課題とさせていただきたいと存じます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ここで、教育長からやりますと言うと、私の質問も終わったんですが、研究課題だということですので続けていきたいと思います。

まず初めに、読書計画の関係であります、状況的にはわかりました。ただ、一つ疑問なのが、年2回の中でこういった議論があるのかなと。現状分析だったり課題の整理というのは非常にわかるんですが、ではどうやっていくんだという委員の皆さん方同士の議論というものがある、よりよいものができるのではないかなというふうに私は思ったりするわけですが、その点一つの疑問として申し上げたいというふうに思います。

現在の米沢市第3期の教育文化計画というふうな中で、学習習慣の定着と読書活動の推進というところで、さまざま先ほど壇上でも申し上げましたが、本が大好き米沢っ子の読書活動推進事業の実施であるとか、子ども読書の日全校読書活動、教育月間における本が大好き米沢っ子読書活動推進月間などの事業を行っておられますが、前回白根澤議員の質問にもあったんですが、各学校への司書の配置ということで、そのときの答弁で司書補助というふうなことで配置がなされておるんですが、それで本当にいいのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 各学校への司書等の配置について御説明をいたします。

平成9年の学校図書館法の改正に伴いまして、平成15年以降、12学級以上の学校には学校図書館司書教諭を必ず置かなければならない。11学級以下の学校については、当分の間置かないことができるということになっています。ここで

いう学校図書館司書教諭とは、学校図書館にかかわる講習を受けた教諭のことです。平成24年度の状況を申し上げますと、市内26校のうち、12学級以上の学校は小学校10校、中学校6校であり、司書教諭配置率は、先ほど小久保議員お述べのとおり、米沢市も100%となっております。11学級以下の学校では、司書教諭を配置している学校は10校中1校であります。また、山形県としては、平成23年度に第2次山形県子ども読書活動推進計画が出され、24年度から5年間の計画の中で、特に学校図書館の活用を促進するための人的配置の充実として、司書教諭等の専門性のある人材を中心に、全校体制で学校図書館の運営に取り組める組織づくりを目指すことが盛り込まれております。しかしながら、司書教諭は学級担任、教科担任等さまざまな業務があり、司書教諭としての業務を行う時間が十分に確保されていないのが現状であります。

このような状況であったため、本市では平成20年度より、独自の事業として学校図書館整備事業を開始し、司書補助員を小中学校に巡回により配置し、司書教諭や学校図書館担当教諭とともに学校図書館の整備に当たってきました。また、あわせて保護者や地域ボランティアの方々に御協力をいただくことで、学校図書館の整備や読書環境の整備が図られ、児童生徒が以前より図書館に通うようになったというような報告もあるところであります。

このように、一定の成果を挙げたことにより、このたびの事業は平成24年度で終了し、今年度の司書補助員の配置は行っておりません。今後は、司書教諭や学校図書館担当教諭を中核とした学校図書館の効果的な運営のための管理職向けの研修や、司書教諭及び学校図書館担当教員自身が業務の理解を深めることを目的とした研修の開催、また11学級以下の学校に対しての司書教諭配置の推進や読書指導の充実、改善のための学校図書館の機能を有効に活用するスキル

アップに向けた方策等を考えていきたいと思えます。

今後、子ども読書活動推進計画の具体化や、新文化複合施設と学校との連携等々でまた課題が大きくなってきました折には、司書補助等の配置についてまた考えていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 司書補助員、終わったということなんですが、やはり教育というのは人だと思えます、人手がかかるものだというふうに私は思います。そういった意味で、1人の先生がいろいろなことをやられているというのも、実情もわかりますけれども、ぜひ専門的な司書という方を、本来であれば各学校に配置をすべきだというふうに思いますし、司書教諭ではなくて図書司書の方をきちんと配置をすべきだというふうに思います。その点については要望とさせていただきますし、先ほど研修等もあるということでしたから、そういったスキルアップに向けて努力をいただきたいと思えます。

次なんですが、図書関係ですけれども、1年間に図書館を利用した人というのは、先ほどの読売新聞の調査だと35%なんです。全国の公立図書館で対話サービスを提供する動きというのはあるんですけれども、一方で予算削減ということで、図書購入費が目減りして、それをどうやって補おうかというふうになっているところがあるというふうに聞いています。これは、新図書館の建設を踏まえて、この読書環境の充実に向けた予算の確保を図らなければならないというふうに思えますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○島軒純一議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 読書環境の充実については、住民の求める資料や情報を豊富かつ新鮮に

提供することであると考えております。そのためには、幅広い資料配置を計画的に構築していくことが必要でございまして、新図書館開館までにも図書購入費の予算の確保には適切に努めてまいりまして、開館後も蔵書を充実させていかなければならないと考えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ピピッと4時になったんですが、もうちょっと続けます。

当然のことで、上物はできましたが本がありませんと、読みたい本がないんですというふうな図書館では誰も来るわけがございせんし、図書館で中心市街地活性化にはならないぞという、そのとおりになってしまいますから、ぜひこの点については充実を求めたいというふうに思いますし、きちんと予算を確保していかなければ、人手を削って電球を消して、暗い図書館でというふうなところもあるようですから、それでは新しく建てた意味がございせんので、ぜひその点は充実をお願いしたいというふうに思います。

私もちょっとはしります。次の奨学金・育英基金の関係であります、教育長のほうから御答弁をいただきました。米沢市は教育に力を入れるところだから云々ということで、米沢有為会であるとか近野財団であるとかというふうなことで御答弁をいただきましたけれども、これは山形県内の話ですが、市町村で首長の方が、市長だったり町長、村長だったりという方が代表であったり、教育委員会で事務管轄をしていたりといったところの奨学金制度が、県内22市町村であるんです。そのほかにも、鶴岡なんかは11もそういった基金があるんです。旧町のところもありますけれども、それだけではなくて、それこそ民間の公益財団法人であったりというふうなところでありまして、ここで大学生の方、これは教育委員会からいただいだ一覧表なんです、25年9月1日現在の数字ですけれども、

大学生の方が86名奨学金を受けていらっしゃるんです。米沢市、このデータでいくと8人ぐらいですね。先ほど教育長の御答弁と大分違うんですが、大学生でこの数字だと8人ぐらいしかないんです。10分の1なんです。こういった現状をどのようにお考えですか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 先ほども申し上げましたが、大学に進学する場合ということで、多くの学生がこの独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を利用している学生さんが多いというふうに捉えております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） それは米沢市にないからでしょう。利用できる奨学金制度がないから、日本学生支援機構の奨学金を利用されている。しかし、実際に今問題になっているんですが、奨学金の何が問題なのというシンポジウムがあったそうでございます。成績優秀者などで無利子に貸与される第1種というよりも、多くは利息付きの第2種が借りられておるわけですが、毎月10万円借りれば利率3%で、返還総額646万、毎月2万7,000円、完済まで20年かかると。これは奨学金ではなくてローンですよ、はっきり言って。こういう実態を高校の先生方も知らないというところで、2010年の利息収入232億円、延滞料37億円という、これは奨学金制度なのかなというふうに思うんですが、そういった意味で、一方で鶴岡は86名の方が、ほとんど無利息です。お借りした分だけを返せばいい。ましてや飛騨市の場合ですと、地元就職して地元に住めば半分払わなくていいんです。こういった制度があるところと、ない米沢市で、非常に差があるというふうに思いませんか。その点はいかがですか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 この独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度でも、無利子のものも

ありますし、米沢出身の学生さんたちでも、その無利子のほうも活用しているというふうに私のほうでは捉えております。議員お述べのとおり、確かに貸し付けでも無利子であったり、あるいは給付型であれば、学生さんにとっては非常にいいことだというふうに思いますし、きょう研究課題とさせていただきたいというのを申し上げたのも、やはり自治体でする場合に、この制度設計をいろいろ考えていかなければいけないというふうに思うのです。教育委員会だけの判断だけでは、なかなか難しいというふうに思いますし、どんな形でできるか、少しの時間研究課題としてさせていただきたいなというふうに思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 部長のおっしゃるように、この課題、私は行政の課題だというふうに思いますし、市長はどのようにお考えなのか、ここが問題だというふうに思っています。多くの自治体、市長が代表です。鶴岡市もそうですし、山形市もそうです。今のお話を聞いて、市長はどのようにお考えですか。教育のまち米沢と声高に言うのであれば、こういったこともきちんとしていかないと、本当に言えるんでしょうか。どうですか、市長。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 御質問の中では、他市の例と出ていますが、奨学金の制度が単にいっぱいあればいいというだけの話ではなくて、さまざまに検討しなくてはいけない、要するに仮に制度をつくるとしたら、さまざまに検討しなくてはいけない課題があるというふうに思っておりますので、やはり時間を頂戴したいというふうに思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） さまざまな奨学制度なくていいんです。たった1つでいいんです。飛騨市は1つだけです。飛騨市の育英基金貸付

制度、これだけでいいんです。米沢市の育英基金貸付制度をきちんと創設をしていけば、先ほど言ったことができるんです。飛騨市で年間35人ですよ。大体35人前後、多いときで七、八人いらっしゃるそうですけれども、先ほど言いました育英基金貸付生地元就職補助金、これについてどれだけの利用、対象者24年度で27人もいらっしゃる、半分補助している人。要するに、米沢市から出て行って市外の大学、県外の大学に行って、奨学金を借りて、地元就職した。すると360万円借りたとしても180万円を米沢市で負担しますよと、だから帰ってきてねと、帰ってくるんですよ。そういったことも一つの若者定住策ではないのですか。今の米沢だったら、先ほど教育委員会からありましたように、日本学生支援機構の奨学金を使って行くわけですから、利子も取られて、米沢の給与水準は低いですから、実際問題として。そこではだめだよと、だったらやっぱり県外就職でしようとなっていくと、どっちがいいんですか。どう思いますか、市長。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 今回の段階では、感想という形で答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、前のほうの質問でありました医師確保のための奨学金、仮に医師として米沢で仕事を始めれば返すことはないとか、そういうようなものと、それから普通の大学生が地元に戻ってくれば半額しか返すことはないというのは、少し趣旨が違うのではないかというふうに思います。また、かつての日本育英会、今は別な名前がありますが、そこの奨学金についても、やはり長い年月かかってききちんと返すというのは、何もローンとは違って、借りたものを返すというのは一つの立派な行為であって、期間が長い、利子がつく、だからということでもないというふうに思っております。個人的には、私自身、

米沢有為会の奨学金もいただきましたし、かつての育英会の奨学金もいただいておりますが、ちゃんと返すものを返すということで何ら不思議はないというふうに思っていて、そういうようなさまざまな……（「違うことを言っているんだけど」の声あり）単純に制度をつくって奨学金を受けられる子供がふえればそれでいいというようなことでもないというふうに思っておりますので、奨学金の制度自体を意味がないと言っているわけでは決してなくて、それは意義があるわけですが、たださまざまにこれは検討しなくてはいけないものではないかというふうに思っていますので、教育委員会のほうで時間をいただきたいというのと全く同じ理由で、検討の時間をいただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） 市長の理由がちょっと違うような気がするんですが、誰も返さなくてもいいなんて言っておられませんし、若者定住促進策としても、こういったことをすると有用ではないんですかということなんです。

最後に、この問題について市長にもう一回お話ししますけれども、教育基本法第4条をもう一回きちんと読んでいただきたいですね。とりわけ第3項。もう一回言いますか。時間がないので言いませんけれども、地方公共団体はと言っているんですよ。これも努力義務です。先ほどの読書推進計画も努力義務ですけども、米沢市は何か努力義務だとしなくていいやというふうに思っているんですかね。すごい嫌みを言います。努力義務だったらいいやと、必ずしなくてはいけないことだけやればいいやと、そんなふうに聞こえてしまうのは私だけなんですか。

次の業務継続計画についてもそうなんです、先ほど前回よりも若干前に進んだ、進捗状況をお伺いしたんですが、研究だけでまだ全然何も

なっていないのだなというのがわかったんですが、前回もNPO法人の事業継続推進機構というふうなところを利用して見たらどうですかというふうに申し上げたところなんです、この点についてはいかがですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 前回そういうふうな御意見をいただいて、その答弁として、私はまずは地域防災計画が先行だと、たしか申し上げたと思います。具体的に、その機構を使った研修等の答弁は、前はしていなかったかと思います。

それで、改めてこの機構について見させていただきました。これは無料のようですけどもセミナーがあったり、それからさまざまな講座があったり、それから試験制度もあるようです。こういったことで、金額がちょっと講座の場合には張るようですが、そういったことも検討しながら、ちょっとこれは前向きに検討させていただきたいなと思っているところです。今後の計画に向けては、やはり知識、それからこういった実際のワークショップもあるようですので、こういったことも踏まえて、さまざまな経験も必要だと思いますので、検討させていただきたいと思っているところでございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○23番（小久保広信議員） ぜひこういったものを、あるものを使ってといったら言葉は悪いですけども、使えるものは使って計画をつくっていく。とりわけ業務継続計画というのは非常に多岐にわたって膨大な量になるわけですから、そういった意味ではきちんと使えるものは使うと、研究するというお話ですけども、こういったものを利用して研究をしていくことで、より早くできるというふうに思いますし、私はこのNPO法人の営業担当でも何でもございせんが、一日も早い業務継続計画ができるということが、今後何かあった場合の市民生活の安全・安心の確保につながるというふうに思いま

すので、ぜひその点を強く要望して、私から終わります。

○島軒純一議長 以上で23番小久保広信議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時15分 散 会

